

過疎地域持続的発展方針

(令和3年度～7年度)

長 崎 県

令和3年8月策定

(令和4年4月改定)

過疎地域持続的発展方針目次

I	基本的な事項	
1.	過疎地域の現状と問題点	1
2.	過疎地域の持続的発展の支援に関する基本的な方向	17
3.	広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	18
II	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	19
1.	移住・定住の促進	19
2.	リモートワーク・ワーケーションの推進	19
3.	関係人口の推進	19
4.	地域社会の担い手対策・人材育成	20
5.	学校、家庭、地域の連携による教育力向上、人材育成 《再掲》	20
6.	ふるさと教育の推進 《再掲》	20
III	産業の振興	
	産業振興の方針	21
1.	農林水産業の振興	21
2.	地場産業の振興	22
3.	企業の誘致対策	23
4.	スタートアップ及び新規分野進出の促進	23
5.	商業の振興	24
6.	観光関連産業等の振興、観光まちづくりの推進	24
7.	県産品のブランド化と販路拡大	25
IV	地域における情報化	
	地域における情報化の方針	26
1.	ICT利活用による豊かで質の高い生活の実現	26
2.	ICT利活用による新産業の創出とDXの加速化	26
3.	Society5.0実現のための環境づくり	26
V	交通施設の整備、交通手段の確保	
	交通施設の整備、交通手段の確保の方針	27
1.	国道、県道及び市町道の整備	27
2.	農道、林道及び漁港関連道の整備	27
3.	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保	27
VI	生活環境の整備	
	生活環境の整備の方針	29
1.	水道、污水处理施設等の整備	29
2.	消防・救急施設・防災体制の整備	30
3.	安全・安心なくらしづくりの推進	30
4.	長崎らしい景観形成の推進	31
VII	子育て環境の確保並びに高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	
	子育て環境の確保並びに高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針	32
1.	子育て環境の確保	32
2.	高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策	32
3.	障害者等の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策	32
VIII	医療の確保	
	医療の確保の方針	33
1.	地域の医療等のサービス確保	33
2.	医療人材の確保	33

3. 特定の診療科に係る医療確保対策	33
4. 健康長寿対策の推進	34
IX 教育の振興	
教育の振興の方針	35
1. 学校施設の整備	35
2. 文化施設、体育施設、社会教育施設等の整備	36
3. 学校、家庭、地域の連携による教育力向上、人材育成	36
4. ふるさと教育の推進	36
5. ICTを活用した教育の推進	37
X 集落の整備	
集落の整備の方針	38
1. 集落・地域コミュニティの維持・活性化	38
2. 農山漁村づくり	38
3. 集落の再編整備	39
XI 地域文化の振興等	
地域文化の振興等の方針	40
1. 文化芸術による地域振興策	40
XII 再生可能エネルギーの利用の促進	
再生可能エネルギーの利用の促進の方針	41
1. 海洋エネルギー関連産業の振興	41
2. 脱炭素社会の実現を目指したまちづくり	41

I 基本的な事項

1. 過疎地域の現状と問題点

(1) 過疎地域の現状

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第2条第2項の規定により公示された本県過疎市町（「過疎地域をその区域とする市町」、「過疎地域とみなされる市町」及び「過疎地域とみなされる区域を含む市町」。以下同じ。）数は12市3町であり、その内訳は、法第2条の規定による過疎地域をその区域とする市町が9市3町、法第3条第1項及び法第41条第3項の規定による過疎地域とみなされる区域を含む市町が3市（13区域）となっている。

■ 地域別過疎市町

地域	適用条項		
	法第2条第1項 (12団体)	法第3条第1項 (3団体11区域)	法第41条第3項 (1団体2区域)
県南地域		長崎市(旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧三和町、旧外海町)	
県北地域	平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、小値賀町	佐世保市(旧宇久町、旧江迎町、旧鹿町町、旧世知原町)	佐世保市(旧小佐々町、旧吉井町)
県央地域		諫早市(旧小長井町)	
島原半島地域	島原市、雲仙市、南島原市		
五島地域	五島市、新上五島町		
壱岐地域	壱岐市		
対馬地域	対馬市		

現在、県内21市町中15市町が過疎地域を有しており、過疎地域の県土に占める割合は71.7%と高くなっている。地形的な特質から、離島地域のほぼ全域、半島地域の大部分が過疎地域となっている。特に本県離島地域は、海を隔てて東アジア地域の諸外国と隣接する国境離島・外洋離島が多いことから、我が国の領域及び排他的経済水域の保全、海洋資源の活用等という国家的見地から大きな役割を担っている。

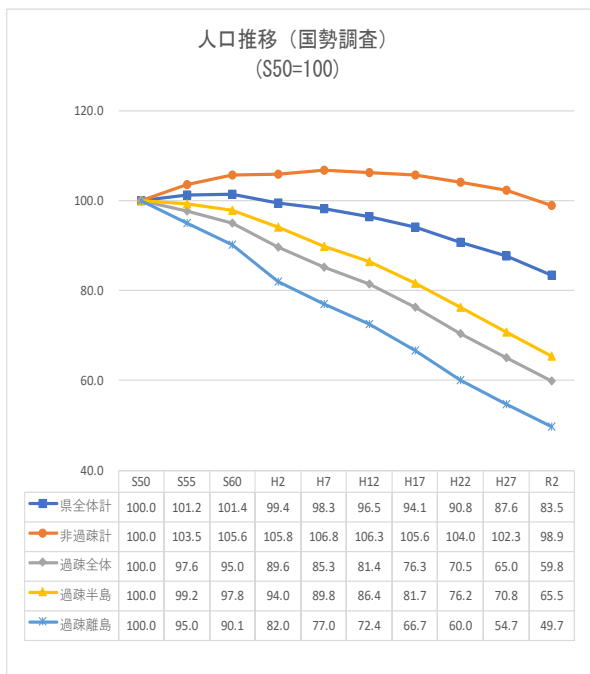
一方、過疎地域の人口が県総人口に占める割合は28.3%（令和2年国勢調査人口）となっており、3割弱の人口で県土の過半以上を支えている状態となっている。

(2) 過疎の要因

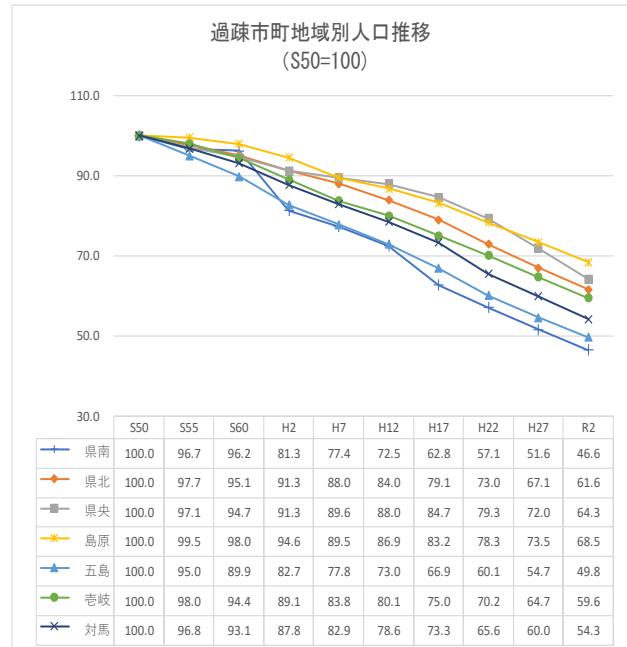
本県の過疎地域は、昭和30年代以降の高度経済成長やエネルギー革命による相次ぐ炭鉱閉山などに伴い、都市部への人口流出が昭和40年代前半まで急速に進み、その後も鈍化傾向にあるものの引き続き人口が減少している状態である。

本県過疎市町の国勢調査人口を指数化（昭和50年を100）した場合、昭和55年・昭和60年においては、概ね3ポイント程度の減少であったが、その後、平均では5ポイントを上回って減少し続けている。特に離島市町での減少は著しく、平成27年の指数は54.7、令和2年の指数は、49.7でほぼ半減している。また、地域別に比較した場合、県南地域の減少が著しいが、これは、高島炭鉱、池島炭坑の閉山によるものである。

■人口推移（国勢調査） （S50=100）



■過疎市町地域別人口推移（国勢調査） （S50=100）

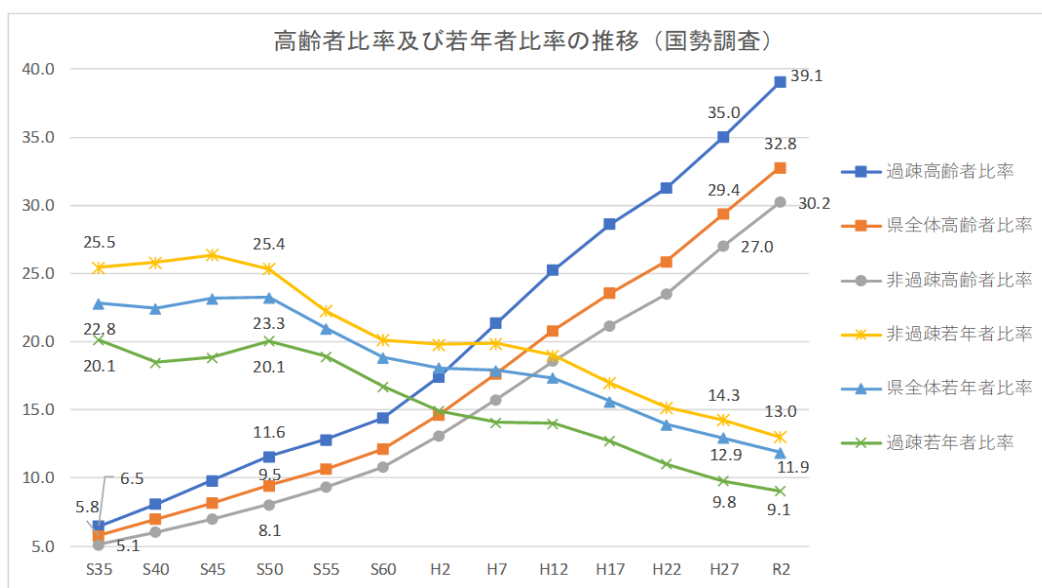


（備考）①過疎地域は、令和4年4月1日現在。

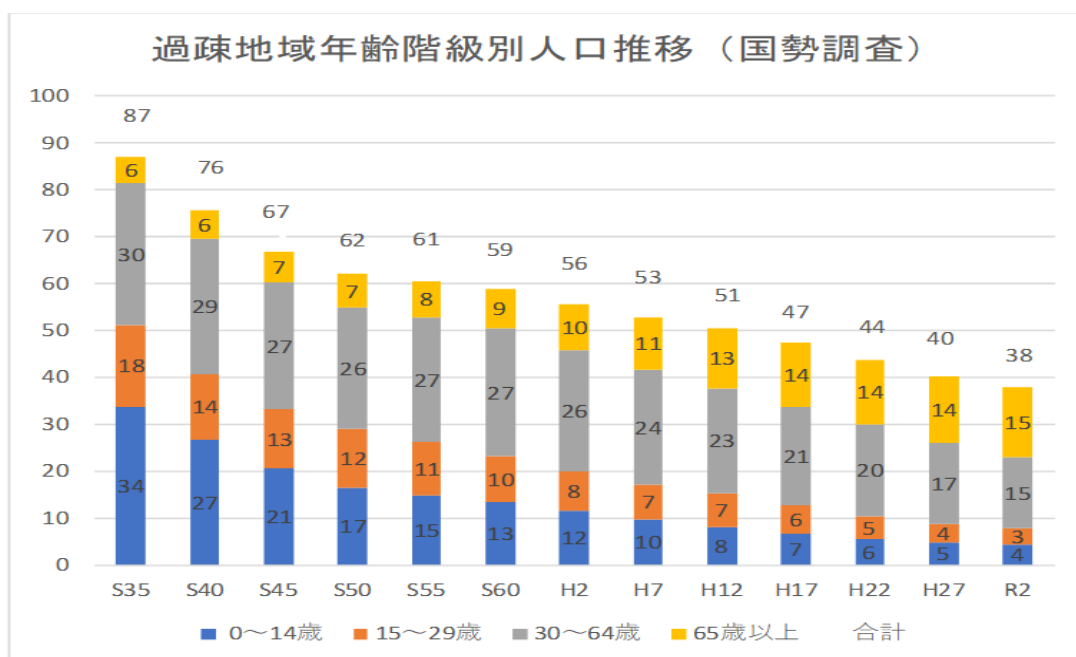
②過疎市町地域別人口推移グラフにおける地域区分：島原（島原市、雲仙市、南島原市）、杵岐（杵岐市）、対馬（対馬市）、五島（五島市、新上五島町）、県北（佐世保市の一部過疎区域、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、小値賀町）、県南（長崎市の一部過疎区域）

国勢調査における昭和50年から平成27年までの間の年齢階層別人口の動向をみると、若年者（15～29歳）比率については、県全体、過疎市町、非過疎市町ともに低下しているが、平成27年の過疎市町においては9.8%と非過疎市町より4.5ポイント下回っている（令和2年においてはそれぞれ9.1%、3.9ポイント）。また、高齢者（65歳以上）比率についても、県全体、過疎市町、非過疎市町ともに上昇しているが、平成27年の過疎市町においては35.0%と非過疎市町より8.0ポイント上回っている。

過疎地域においては人口減少が進む中、少子・高齢化の進展が非過疎地域に比べて顕著である。



（備考）過疎地域は、令和4年4月1日現在。



（備考）過疎地域は、令和4年4月1日現在。

本県の過疎市町は、離島、半島地域に位置しており、我が国本土の最西端に位置していることと相まって、過疎地域の中でも非常に厳しい状況に置かれており、地理的・地形的状況が過疎化の最大の要因であると言える。また、年齢別に見ると、特に学卒者の流出が顕著である。

(3) 市町村合併に伴う本県過疎地域の状況

本県においては、市町村合併への積極的な取組がなされ、平成の大合併により平成22年3月末までに従来の79市町村から21市町へ再編された結果、全市町数に占める過疎市町の割合は66.7%となっている。

■市町村合併に伴う過疎地域の状況

新市町名	過疎・一部過疎・非過疎	合併前の指定の状況		合併期日
		過疎地域	非過疎地域	
長崎市	一部過疎(旧香焼町、旧伊王島町、旧三和町旧高島町、旧野母崎町、旧外海町)	伊王島町、高島町、野母崎町、外海町	長崎市、香焼町、三和町、琴海町	H17.1.4 H18.1.4
佐世保市	一部過疎(旧吉井町、旧世知原町、旧宇久町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町)	吉井町、世知原町、宇久町、小佐々町、江迎町、鹿町町	佐世保市	H17.4.1 H18.3.31 H22.3.31
島原市	過疎		島原市、有明町	H18.1.1
諫早市	一部過疎(旧小長井町)		諫早市、多良見町、森山町、飯盛町、高来町、小長井町	H17.3.1
大村市	非過疎			
平戸市	過疎	平戸市、生月町、大島村	田平町	H17.10.1
松浦市	過疎	福島町、鷹島町	松浦市	H18.1.1
対馬市	過疎	厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町		H16.3.1
壱岐市	過疎	郷ノ浦町、勝本町、芦辺町	石田町	H16.3.1
五島市	過疎	福江市、富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町		H16.8.1
西海市	過疎	西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町	西彼町	H17.4.1
雲仙市	過疎	千々石町、小浜町、南串山町	国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町	H17.10.11
南島原市	過疎	加津佐町、口之津町、南有馬町、北有馬町、西有家町、有家町、布津町	深江町	H18.3.31
長与町	非過疎			
時津町	非過疎			
東彼杵町	過疎			
川棚町	非過疎			
波佐見町	非過疎			
小値賀町	過疎			
佐々町	非過疎			
新上五島町	過疎	若松町、新魚目町、有川町、奈良尾町	上五島町	H16.8.1

(4) 過疎地域の問題点と課題

過疎地域対策緊急措置法が昭和45年に施行されて以来、これまで、産業、交通通信、生活環境、福祉、医療、教育等さまざまな分野において、非過疎地域との格差是正のため、国、県及び市町村が積極的に過疎対策を実施してきた。その結果、上下水道や道路、港湾、空港、漁港、農林道等のハード面の整備は一定の成果を得ており、県内における過疎地域を取り巻く環境は大幅に改善されている。しかしながら、引き続き、広域化、高速化に向けた道路網の整備や、依然として非過疎地域との格差が解消されていない市町道、下水道等の汚水処理施設、情報通信網等の整備は、本県過疎地域の地理的、地形的なハンディを克服するための大きな課題となっている。

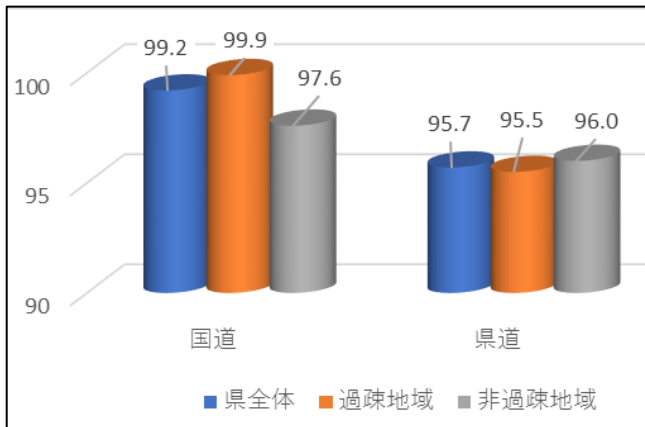
加えて、過疎地域は、人口減少と著しい高齢化、農林水産業や建設業などの基幹産業の衰退、雇用の場の不足、医師不足、公共交通の衰退、耕作放棄地・里山の荒廃、生活扶助機能の低下など集落の維持・存続が危ぶまれる事態に直面している。

また、本県の過疎地域は、そのほとんどが市町村合併により地域が広域化、多様化していることから、市町村合併によるスケールメリットを活かした事業展開、ICT（情報通信技術）の利活用による地域課題の解決、若年者層から高齢者層までの幅広い世代を対象とした都市から地方への移住・交流の拡大など、過疎地域を取り巻く環境変化を踏まえた適切な対応が求められる。

■過疎対策事業債施設別発行（予定）額（H12～R1）

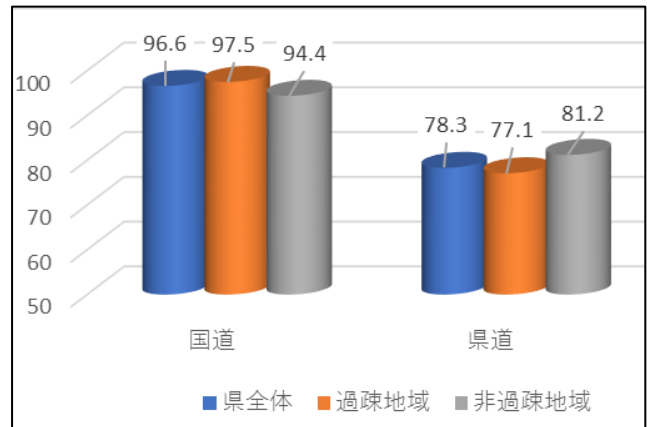
区分	施設名	起債額 百万円	構成比 %	区分	施設名	起債額 百万円	構成比 %
産業 振興 施設	1 法人に対する出資	321.3	0.2	教育 文化 施設	30 小・中学校校舎・屋体・寄宿舎等	4,187.8	2.4
	2 市町村道・橋りょう	5,915.8	3.4		31 図書館	88.8	0.1
	3 農道・林道	1,160.6	0.7		32 市町村立幼稚園	25.8	0.0
	4 林業用作業道	19.7	0.0		33 小規模校校舎	0.0	0.0
	5 漁港・漁港関連道	3,467.2	2.0		34 教職員住宅	257.8	0.2
	6 港湾施設	922.9	0.5		35 学校給食施設	8.0	0.0
	7 地場産業振興施設	1,913.2	1.1		36 通学施設	213.4	0.1
	8 貸工場又は貸事務所	288.4	0.2		37 公民館	1,623.9	0.9
	9 観光・レクリエーション施設	14,775.7	8.4		38 その他の集会施設	1,198.1	0.7
	10 農林漁業経営近代化施設	3,326.9	1.9		39 住民のレクリエーション施設	1,789.7	1.0
	11 商店街振興施設	65.9	0.0		40 地域文化振興施設	2,679.4	1.5
小計	32,177.6	18.2	小計	12,072.7	6.8		
交通 通信 施設	12 市町村道・橋りょう	49,505.8	28.1	集 落 整 備	41 移転跡地	0.0	0.0
	13 農道・林道	1,418.8	0.8		42 移転先地	0.0	0.0
	14 電気通信施設	3,447.3	2.0		43 定住促進団地	302.0	0.2
	15 地域鉄道	218.6	0.1		小計	302.0	0.2
	16 自動車・雪上車	87.1	0.1	自然エネルギーを利用するための施設		136.6	0.1
	17 渡船施設	916.8	0.5	過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）		33,973.1	19.3
	18 除雪機械	0.0	0.0	合計		176,396.1	100.0
	小計	55,594.4	31.5				
厚生 施設	19 下水道処理施設	11,150.0	6.3				
	20 一般廃棄物処理施設	846.2	0.5				
	21 消防施設	6,028.5	3.4				
	22 火葬場	362.7	0.2				
	23 高齢者福祉増進施設	3,662.2	2.1				
	24 保育所・児童館	1,269.9	0.7				
	25 認定こども園	1,428.8	0.8				
	26 障害者（児）施設	83.9	0.1				
	27 母子健康センター	788.2	0.5				
	28 診療施設	7,470.8	4.2				
29 簡易水道施設	9,048.5	5.1					
小計	42,139.7	23.9					

■道路舗装率（R 2 . 4 . 1 現在）
（令和 2 年度長崎県道路現況表）



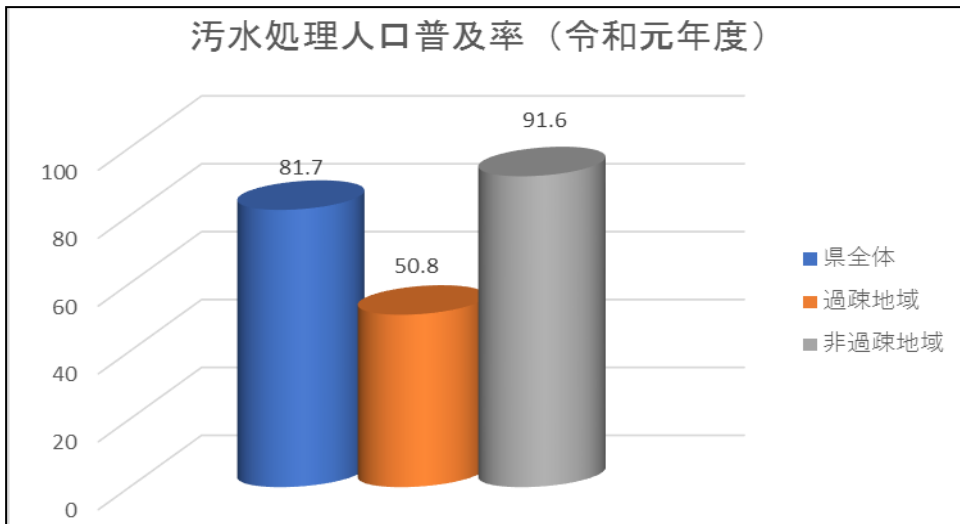
（備考）過疎地域は、令和 3 年 4 月 1 日現在。

■道路改良率（R 2 . 4 . 1 現在）
（令和 2 年度長崎県道路現況表）



（備考）過疎地域は、令和 3 年 4 月 1 日現在。

■汚水処理人口普及率（R 2 . 3 . 3 1 現在）



（備考）過疎地域は、令和 3 年 4 月 1 日現在。なお、長崎市、佐世保市、諫早市の数値は非過疎地域に算入している。

未だ大きな格差が残る地域に対しては、通常的生活水準を確保するために必要な生活基盤の整備を引き続き進めていく必要がある一方で、今後、これまで整備してきた社会資本ストックの有効活用を図るための、適切な維持管理が必要となる。市町の過疎対策のこれまでの成果と今後の課題、重点的な取組が必要となる分野を明確にすることにより、事業の選択と集中を図り、依然として厳しい地方財政状況の下で、限られた財源を有効に活用していくことが重要である。

さらに、人口減少社会における持続可能な地域社会を形成するため、地域の担い手確保につながる移住・定住対策の推進、関係人口との交流促進や、地理的条件不利を克服できる地域の情報化促進等の事業に取り組んでいく必要がある。

①産業

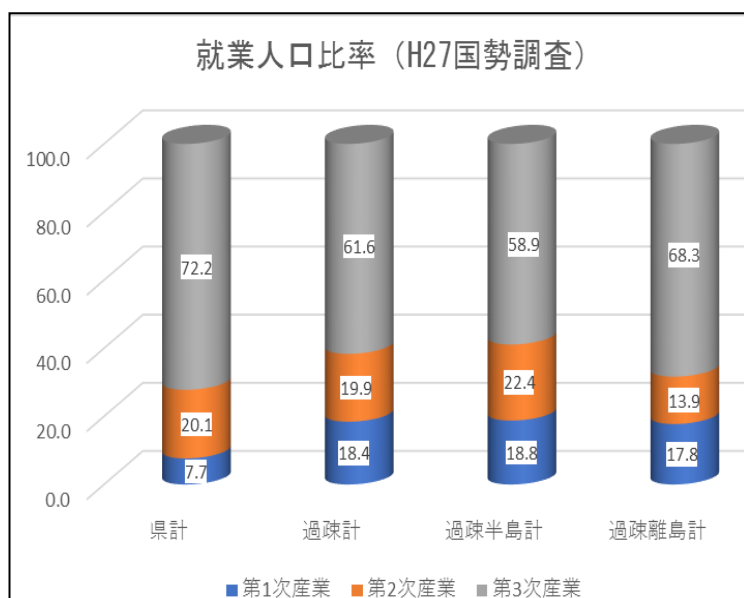
農林水産業における就業人口は年々減少傾向にあるが、平成 27 年（国勢調査）における過疎地域の就業人口比率は 18.4%と、県全体の 7.7%に比べて高く、また、平成 29 年（市町

民経済計算)の生産額においても県内生産額の68.4%を占めていることから、現在においても農林水産業は、過疎地域の主要な産業であると言える。

これまでの過疎対策においても、農林水産業にかかる生産基盤整備や販路拡大、技術開発等、各種の施策を進めてきたところであるが、国際競争あるいは国内地域間の競争の激化、就業者の著しい高齢化の進行と担い手の確保が直面する共通の課題となっており、農林業においては産地の縮小、集落の機能低下を、水産業においては漁獲量の減少や漁村の衰退を招くなど、取り巻く状況は、年々その厳しさを増している。

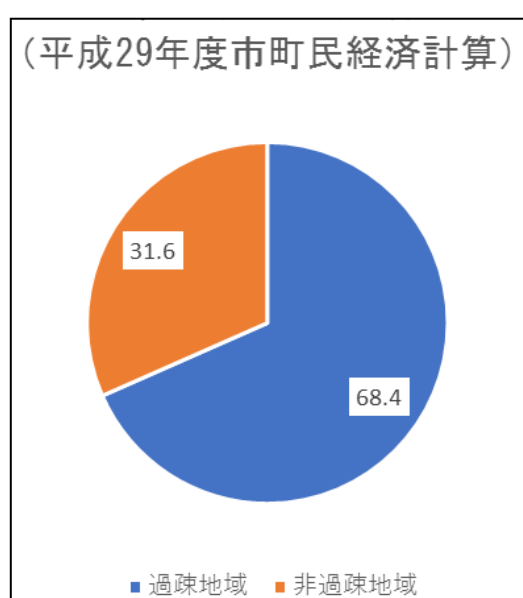
農林水産業の就業者の高齢者比率は高く、2020年の農林業センサスによると基幹的農業従事者の61.7%、2018年の漁業センサスによると漁業就業者の39.9%が65歳以上の高齢者で占められており、後継者問題は農林水産業の将来を左右する重要な課題であると言える。

■ 就業人口比率 (H27国勢調査)



(備考) 過疎地域は、令和3年4月1日現在。

■ 第一次産業生産



(備考) 過疎地域は、令和3年4月1日現在。

なお、長崎市、佐世保市、諫早市の数値は非過疎地域に算入している。

商工業においては、過疎地域に立地する多くの経営体は依然として零細であり、経営体質の強化が引き続き課題である。

本県過疎地域は、地理的・地形的に大変厳しい条件にあるが、近年のICT(情報通信技術)の普及は過疎地域と都市部との距離を縮め、地域の特産品の情報発信及び販売促進においても多大の効果が予想される。しかしながら、高齢化、高度情報化等、近年の社会変化に適応した新たな戦略を講じていくうえで、県内離島半島に代表される地理的条件の克服までは至っていない。

過疎地域では、雇用の場が少ないことから、若年者の流出が続いているが、良質な雇用の場の創出が図られれば、若年者の流出に一定の歯止めをかけることが期待できるため、地場産業の振興、企業の誘致、スタートアップ及び新規分野進出の推進等雇用機会の拡大に関する各種施策をこれまで以上に強力に進める必要がある。

■有効求人倍率（年平均、原数値）

	1990年	2000年	2010年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
全国	1.40	0.59	0.52	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18
九州	0.93	0.46	0.45	1.02	1.19	1.36	1.46	1.44	1.11
福岡県	0.88	0.45	0.46	1.11	1.32	1.50	1.60	1.57	1.15
佐賀県	1.11	0.46	0.49	0.93	1.11	1.23	1.31	1.29	1.09
長崎県	1.10	0.42	0.46	0.97	1.13	1.18	1.25	1.22	0.98
熊本県	0.99	0.48	0.46	1.11	1.32	1.60	1.69	1.63	1.23
大分県	1.08	0.63	0.54	1.05	1.19	1.42	1.54	1.53	1.19
宮崎県	1.03	0.44	0.45	1.03	1.22	1.40	1.50	1.45	1.18
鹿児島県	0.90	0.56	0.44	0.87	1.02	1.19	1.31	1.35	1.14

(注)厚生労働省資料 ※九州平均には沖縄県を含む。

■県内有効求人倍率（令和3年4月、原数値）

公共職業安定所	有効求人倍率	管轄区域
長崎	0.82	長崎市、長与町、時津町
西海	0.90	西海市
佐世保	1.18	佐世保市(江迎町、鹿町町除く)、佐々町、小値賀町
江迎	0.81	平戸市、松浦市、佐世保市江迎町、佐世保市鹿町町
諫早	1.10	諫早市、雲仙市
大村	0.97	大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
島原	0.97	島原市、南島原市
五島	0.97	五島市、新上五島町
対馬	0.87	対馬市
壱岐	0.89	壱岐市
県全体	0.96	

(注)長崎労働局資料

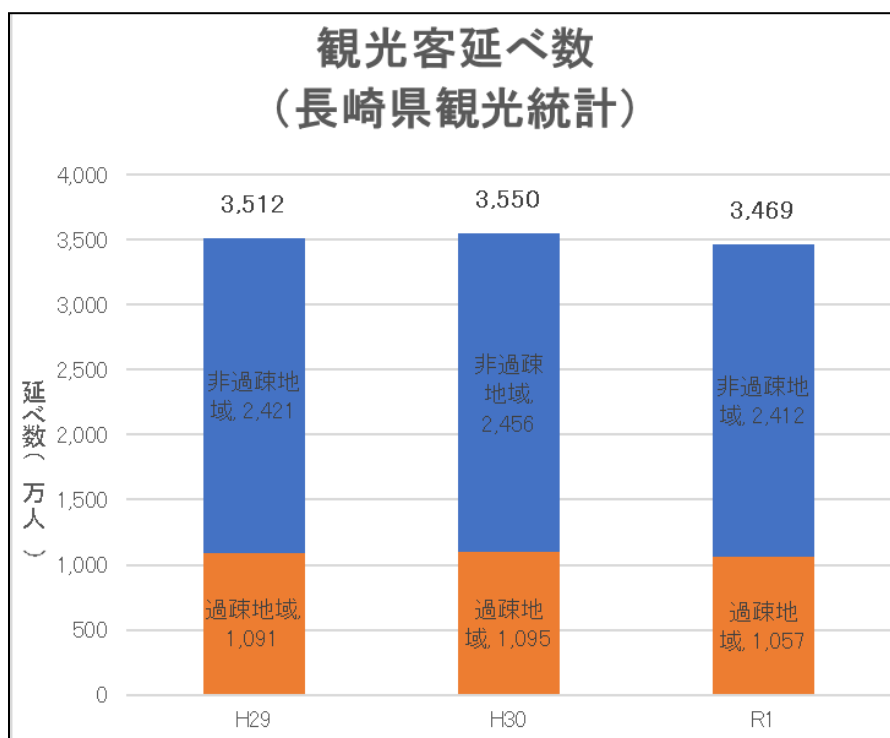
過疎地域における商店街等は、人口減少による消費購買力の低下に加え、郊外型大型店舗の進出や、消費者の消費行動の多様化などにより厳しい環境におかれていることから、人口減少社会に対応する力強い地域商業の創出が課題となっている。

観光面では、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録、「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」の日本遺産認定、国内第1号となる島原半島の世界ジオパークへの加盟認定など過疎地域が有する魅力ある観光資源をはじめ、今後予定されている新幹線開

業や、特定複合観光施設（IR）の誘致等の大型プロジェクトの進行など新たな人の流れを生み出すプラス要因も挙げられるものの、観光地間の競争の激化や令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響もあって、過疎地域においては依然として厳しい現状にある。地域の魅力を高め、国内はもとより、東アジアや東南アジアの各国・地域などから多くの観光客を迎えるためには、地域ならではの観光資源（歴史、文化、自然、景観、食など）の磨きあげによるメニューの開発やルート形成、エコツーリズム・グリーンツーリズム・ブルーツーリズム・ヘルスツーリズムなど、多様な体験メニューや観光コンテンツの開発に取り組むとともに、温もりあるおもてなしの体制づくりや、高齢であることや障害等の有無にかかわらずすべての人が楽しめる受入環境の整備が重要である。

また、滞在型観光の創出の取組は、交流人口の拡大とともに、豊かな自然や景観、伝統文化をはじめとする地域固有の資源の保護・再生及び住民の地域に対する誇り・愛着心の醸成にもつながることから、積極的な推進が必要である。

■年次別観光客延べ数（長崎県観光統計）



(備考) 過疎地域は、令和3年4月1日現在。なお、長崎市、佐世保市、諫早市の数値は非過疎地域に算入している。

②交通通信

交通体系の整備は、産業面や生活面等多方面に直結した課題であり、これまで、道路、空港、港湾等のハード面の整備とともに、地方バスや鉄道、航路、航空路などの公共交通機関の維持・存続のための取組が行われてきたところである。

しかしながら、人口減少などによる利用者の減少や長引く経済の低迷等により、民間交通事業者等の不採算路線からの撤退や路線の縮小など、過疎地域住民の生活に影響が生じており、公共交通機関の維持・存続が大きな課題となっている。

また、高齢化の進む過疎地域においては、私的交通手段を持たない高齢者の移動手手段の確保や、交通施設・乗り物のバリアフリー化も必要となっている。

一方、これまでの過疎対策の実施に伴い、道路等の交通環境は一定の改善がなされていることから、今後はそれらの有効活用を図ることにより、産業・交流・観光面等の多方面にわたる効果を十分発揮させることが重要である。

情報通信の面では、これまで、テレビ、ラジオの難視聴地域の解消、携帯電話基地局整備による不感地域の解消及び防災行政無線等の整備等を進めてきたほか、離島医療についても、遠隔画像診断支援システムの配置を行うなど様々な面で一定の整備を図ってきたところであるが、A I、I o T、5 Gなどの情報技術が急速に進展し、社会のデジタル化が進む中、過疎地域においても、I C T利活用による地域課題解決を図っていくためには、光ファイバ、5 Gなどの情報通信基盤の整備が必要不可欠となる。

また、「誰一人取り残さない」、全ての住民がデジタル化の恩恵を受けるためには、住民の情報リテラシー向上対策も必要となる。

③移住・定住・地域間交流

過疎地域においては、人口減少・少子高齢化の加速により地域社会の担い手の確保が急がれる。

これまででも、各地域で交流施設の整備や各種イベントの開催等、交流機会の拡大のための様々な取組がなされ一定の成果をおさめてきているが、今後は、そういった取組の継続的な実施や、交流人口の一層の拡大につながる取組の推進が必要である。

そのためには、地域資源を再度見つめ直すとともに、積極的な情報収集に努め、他地域の人々が過疎地域に求めるものを的確に把握し、それらのニーズにあった取組を展開する必要がある。加えて、今後の過疎対策においては、そういった活動を一過性のものにせず継続させることが重要となってくることから、次代を担う子どもたちも含めた過疎地域の住民が地域の実情や資源・魅力についての理解を深めるとともに、住民が主体となった各地域の特色を活かした地域づくりが重要である。

さらに、人口減少の急速な進展による地域や産業の担い手不足が大きな課題となっており、特に、過疎地域においては地域社会を維持していくため、他地域からの移住者等呼び込むことが喫緊の課題である。これまで、市町と一体となってU I ターンの受入体制の充実・強化や、地域おこし協力隊の受入による地域活性化に取り組んできた。今後は、そういった取組に加え、新型コロナウイルス感染症等を機に広がっている田園回帰の流れを呼び込むため、移住施策のデジタル化を進め、効率的な相談対応やデータに基づく効果的な情報発信に取り組み、U I ターンを促進するとともに、リモートワーク受入等による関係人口を地域活性化につなげていく必要がある。

④生活環境

これまで、都市化と過疎化が同時に進んできた結果、都市部においては、流入人口を吸収してきた反面、幾多の開発行為により自然環境が失われてきた。過疎地域においても、人口の流出や高齢化により、「人が手を加えることで管理・維持されてきた里地・里山などの荒廃」が見られるようになってきており、今後は、自然環境や景観を守り、ふるさとの里地・里山を維持していくための取組が必要となる。

また、依然として低位な整備水準にある污水处理施設の整備、安全で良質な水道水の安定

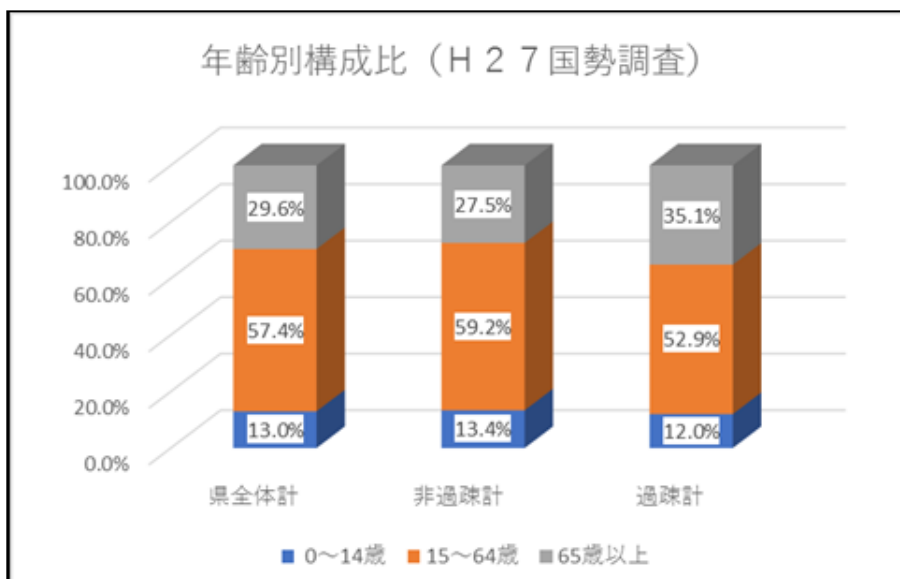
供給や漂流・漂着ごみの問題などが重要な課題である。

さらに、人口減少が進む中であっても、住民の安全・安心な暮らしを実現するために、消防・救急・防災体制を維持強化していく必要がある。

⑤高齢者等の福祉等

超高齢社会といわれる今日、特に高齢化の進行が著しい過疎市町は介護や医療、福祉面でのニーズに十分な対応をしていく必要がある一方、豊富な知識と経験を有する高齢者の積極的な社会参加をサポートする取組が重要になってきている。

また、少子化対策や女性の積極的な社会参加への支援等の面から、仕事と子育ての両立支援のための各種保育サービスの充実など子育て環境の整備が必要であり、さらに、障害者の社会参加をサポートしていく面からも、公共施設のバリアフリー化、障害者雇用の促進に努めていく必要がある。

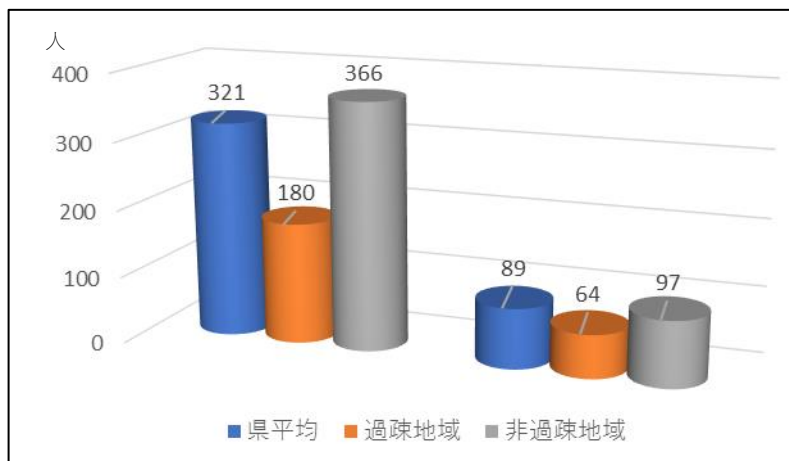


（備考）過疎地域は、令和3年4月1日現在。

⑥医療

過疎地域の医師及び歯科医師数は、平成30年における人口10万人当たり、それぞれ180人、64人となっており、県平均321人、89人に対し、大きく下回っている。

■医師及び歯科医師数（H30：人口10万人当たり）



（備考）過疎地域は、令和3年4月1日現在。
なお、長崎市、佐世保市、諫早市の数値は非過疎地域に算入している。

新しく診療所が開設されたことなどによって、無医地区については解消した。しかし、県下の準無医地区等は、全て離島地域に存在しており、離島の保健医療を推進するうえで、医療従事者の確保及び定着は最も重要な施策である。

■ 無医地区調査（長崎県医療人材対策室：令和元年10月末現在）

※R元.10月末現在で県内に無医地区に該当する地域は無く、準無医地区に該当する地域のみとなっている。

無医地区調査一覧表

令和元年10月末現在

番号	保健所名	市町村名	無医地区の状況		最寄の医療機関までの状況			無医地区定義				
			地区名	人口	施設名	交通事情			令和元年度		平成26年度	
						距離(km)	所要時間	方法	該当	準じる地区	該当	準じる地区
1	佐世保市保健所	佐世保市	寺島	7	佐世保市立総合病院 宇久診療所	10.1	32	徒歩・ バス・船		○		○
2	壱岐保健所	壱岐市	三島	294	壱岐市原島診療所	0.5	10	徒歩		○		○
3	上五島保健所	小値賀町	六島	3	小値賀町国民健康保 険診療所	10.0	28	船・徒歩		○		○
4	〃	新上五島町	江袋	53	新上五島町立仲知へ き地診療所	2.3	13	バス・徒歩		○		○
5	〃	〃	赤波江	11	宇久齒科医院	3.0	28	バス・徒歩		○		○
6	〃	〃	大水	36	新上五島町新魚目国 民健康保険診療所	6.0	50	バス・徒歩		○		○
7	〃	〃	飯ノ瀬戸・青木・焼崎	87	上五島病院	17.0	50	バス		○		○

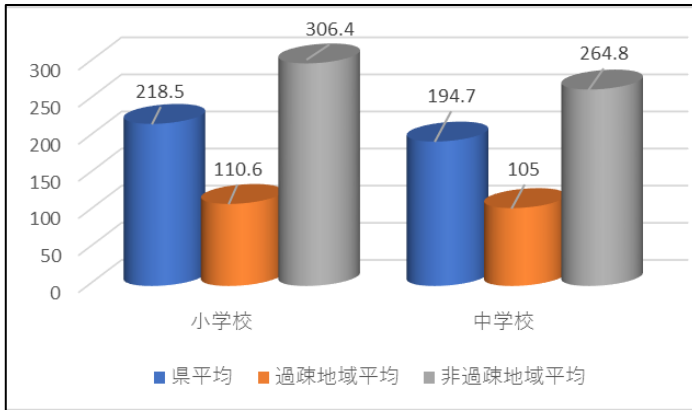
これまでの取組により、医療施設数や病床数等については充実してきたが、過疎地域においては、小児科、産科などの診療科目の医師が不足している地域があり、医師の偏在が問題となっていることから、医療施設の診療科目や診療機能などの質的向上を図る必要がある。

さらに、本土と離島の医療格差を是正するため、ICTを活用した遠隔医療の推進や、ヘリコプターによる救急患者の島外搬送等、なお一層の充実強化が重要な課題である。

⑦教育

過疎地域の令和2年における1校当たりの児童・生徒数は、非過疎地域の37.3%と少なく、小規模化による複式学級や中学校における免許外教科担当による授業など、教育条件の低下が懸念されている。今後も続く少子化傾向の中で、地域の実情に応じて学校規模の適正化や適正配置などに取り組み、各学校の実態に即した施設整備を促進するとともに、修学支援の充実を図っていく必要がある。

■小中学校1校当たりの児童・生徒数（R2）



（備考）過疎地域は、令和3年4月1日現在。

なお、長崎市、佐世保市、諫早市の数値は非過疎地域に算入している。

■県内の学校統合状況

区分 年度	小学校		中学校	
	実施	関連校	実施	関連校
S46~55	31	66（分校23）	12	27（分校1）
S56~H2	7	15（分校3）	9	21（分校1）
H3~12	18	37（分校4）	6	14（分校1）
H13~22	33	74（分校13）	16	35（分校1）
H23~R2	45	107（分校12）	18	34（分校2）

⑧地域文化等

過疎市町には、都市部において失われてきている美しい景観や独自の地域文化が、今なお多く残されており、これらは、近年の「もの」の充足よりも「こころの豊かさ」を求める傾向にある社会において、かけがえのない財産となるものである。

これらの財産を多く持つ過疎市町では、将来に向けて美しい景観を保全し、地域文化等を保存・維持・伝承していくとともに、地域の偉人を顕彰し、さらに磨きをかけ地域の魅力として顕在化させることで、地域アイデンティティを育て、その地域で生まれ育ったことへの誇りと愛着心をより強めていくことができる。また、地域の魅力は交流人口拡大の大きな要素となるとともに、地域への満足度が高まることで、若者の県内定着や関係人口の創出・拡大にも繋がる。

国では平成27年度から地域の歴史的経緯や風土に根ざし受け継がれている伝承や風習等を踏まえたストーリーを「日本遺産」として認定し、地域活性化につなげる取組を行っており、こうした取組を積極的に活用していく必要がある。

また、これらの財産は地域に住む人々によって創り、守り、育てられてきたものであり、その維持・伝承・磨きあげは、行政が主体的に行うものではなく、あくまで住民が自主的に取り組むことが重要である。

そのためには、地域自治組織等の地域コミュニティを有効に活用していくことが必要であり、行政は、住民の活動から生じる行政へのニーズに対し、的確な支援を行っていくことが重要である。

さらに、過疎地域には、世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産が多く存在しており、地域の宝を人類共通の財産として情報発信し、地域振興につなげていく絶好の機会であるので、所有者や住民の理解を得て、その保全・活用に重点的に取り組んでいく必要がある。

⑨集落対策等

過疎地域の集落を取り巻く環境は厳しさを増しており、地域コミュニティの衰退、農地や森林、里地・里山など自然環境の荒廃、貴重な地域文化の衰退等様々な課題を抱えている。過疎地域が有する公益的機能、都市部では得ることができない良好な生活空間の維持のため

めには、地域における最も基本的な生活圏である集落機能の維持が不可欠である。

集落の維持・活性化を図るためには、地域住民自ら、集落が今後どのようにあるべきかといった方向性を描き、地域課題解決に向けた取組の推進等を図っていく必要がある。そのためには、集落等の地域自治組織が行う活動を支援する仕組みづくりや地域づくり活動の中心となる人材の育成、外部人材の活用、基幹集落の機能の強化や、複数集落のネットワーク化などに取り組んでいく必要がある。

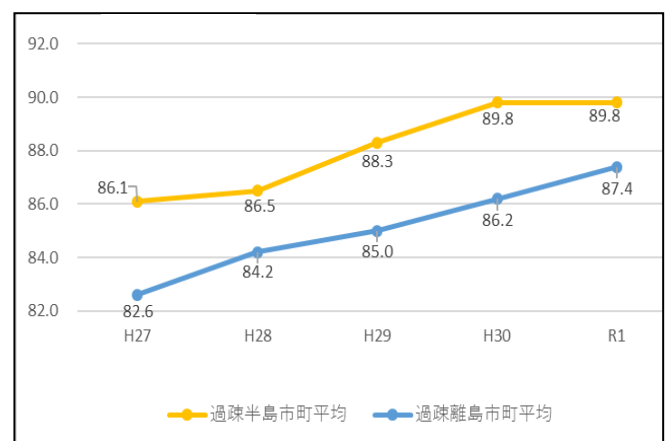
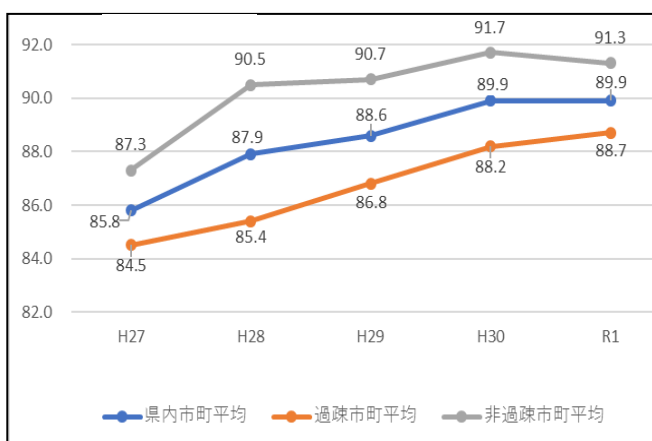
⑩財政状況

過疎地域の財政状況は、地方税をはじめとする自主財源が極めて乏しく、地方交付税や地方債等に依存せざるを得ない状況である。過疎市町の住民1人当たり地方債残高の平均は非過疎市町の平均及び県平均を大幅に上回っているが、これは過疎地域が遅れている公共施設等の基盤整備を推進したためと考えられる。一方、過疎債は元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されるため、実質公債費比率では、過疎市町の平均が、非過疎市町村の平均及び県内全市町の平均より低くなっている。

■ 経常収支比率

※単純平均 (％)

	H27	H28	H29	H30	R1
県内市町平均	85.8	87.9	88.6	89.9	89.9
過疎市町平均	84.5	85.4	86.8	88.2	88.7
非過疎市町平均	87.3	90.5	90.7	91.7	91.3
過疎半島市町平均	86.1	86.5	88.3	89.8	89.8
過疎離島市町平均	82.6	84.2	85.0	86.2	87.4

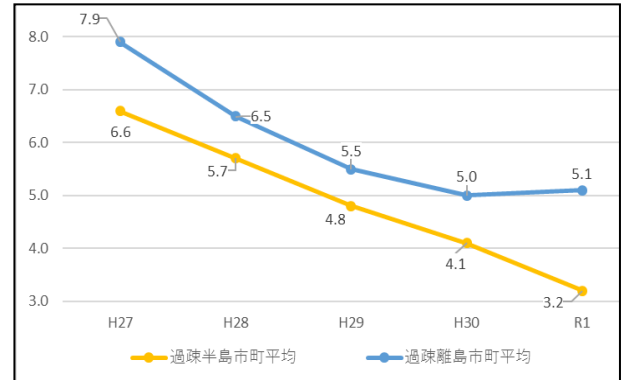
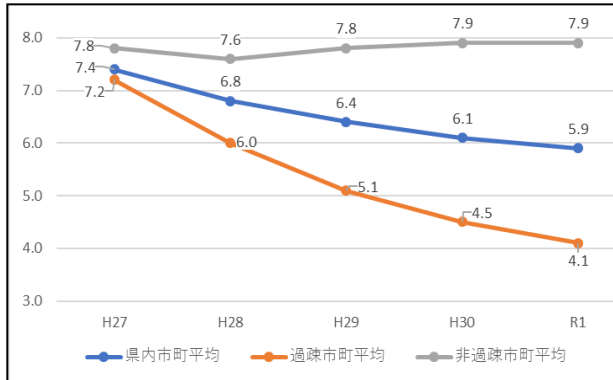


(備考) 過疎地域は、令和3年4月1日現在。なお、長崎市、佐世保市、諫早市の数値は非過疎地域に算入している。

■実質公債費比率

※単純平均 (%)

	H27	H28	H29	H30	R1
県内市町平均	7.4	6.8	6.4	6.1	5.9
過疎市町平均	7.2	6.0	5.1	4.5	4.1
非過疎市町平均	7.8	7.6	7.8	7.9	7.9
過疎半島市町平均	6.6	5.7	4.8	4.1	3.2
過疎離島市町平均	7.9	6.5	5.5	5.0	5.1

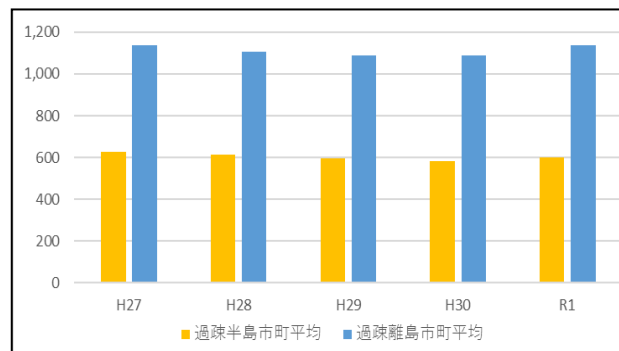
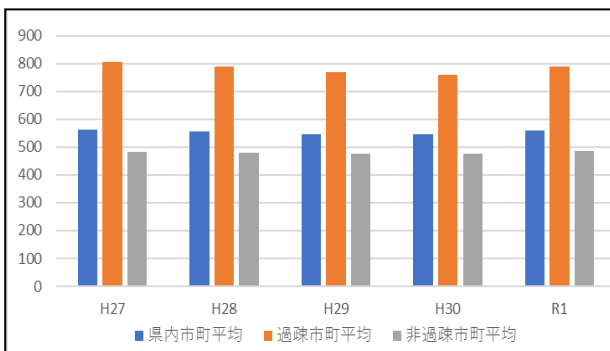


(備考) 過疎地域は、令和3年4月1日現在。なお、長崎市、佐世保市、諫早市の数値は非過疎地域に算入している。

■住民1人当たり地方債残高

※加重平均 (千円/人)

	H27	H28	H29	H30	R1
県内市町平均	563	555	547	545	560
過疎市町平均	805	787	768	760	788
非過疎市町平均	484	479	475	475	486
過疎半島市町平均	627	615	596	584	602
過疎離島市町平均	1,136	1,108	1,087	1,087	1,135

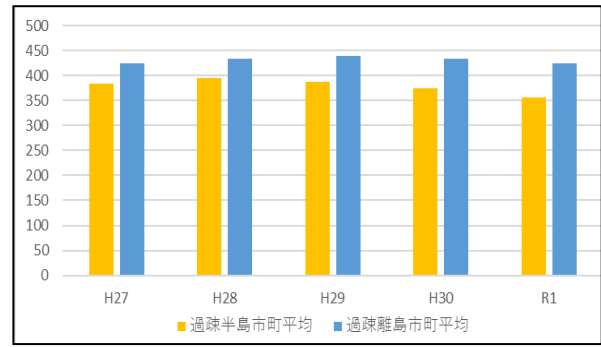
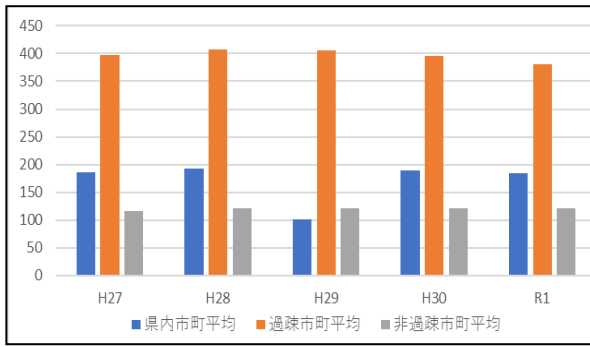


(備考) 過疎地域は、令和3年4月1日現在。なお、長崎市、佐世保市、諫早市の数値は非過疎地域に算入している。

■住民1人当たり積立金残高

※加重平均 (千円/人)

	H27	H28	H29	H30	R1
県内市町平均	186	192	102	189	185
過疎市町平均	398	408	405	396	380
非過疎市町平均	117	122	122	121	122
過疎半島市町平均	384	395	387	375	356
過疎離島市町平均	424	433	439	434	424



(備考) 過疎地域は、令和3年4月1日現在。なお、長崎市、佐世保市、諫早市の数値は非過疎地域に算入している。

本県市町においては、これまで行財政改革や基金への積立などにより将来的に持続可能な行財政運営ができるよう努めているところであるが、特に過疎地域は、交付税改革等の地方財政対策の影響を受けやすく、引き続き歳出の見直し等の行財政改革を行っていく必要がある。

2. 過疎地域の持続的発展の支援に関する基本的な方向

本県においては、少子・高齢化等の進展により、総人口は1960年をピークに、2040年には1,054千人まで減少することが見込まれている。また、高齢化率は、国より早いスピードで進んでおり、老年人口は、国が2040年にピークを迎えるのに対し、本県は2025年頃にピークを迎えようとしている。また、生産年齢人口も2040年頃には全体の5割を切るが見込まれている。

新たな過疎法において、SDGs（持続可能な開発目標）で示されている持続可能性・多様性・包摂性等の考え方も踏まえた持続的発展という新たな理念のもと、新型コロナウイルス感染症の拡大を通じて、都市から地方への分散の流れの加速が求められる中、過疎地域が、高密度や集積のリスクを避けつつ、都市と連携しながら、豊かな暮らしの中で様々な付加価値を生み続けられる場としての役割を果たせるよう、「地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」の実現を目指す。

そのため、これまでの住民生活に必要な生活・産業基盤の整備、産業の振興、医療の確保、生活交通の確保や集落対策等に加え、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」「地域における情報化」「再生可能エネルギーの利用の促進」を明確に過疎方針に位置づけ関連施策の強化・推進を図りながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、人口減少社会における持続可能な地域社会の形成、地域活力の更なる向上につなげていく。

(1) 過疎法の目的

農山漁村地域の過度の人口減少に代表される、いわゆる過疎問題に対処するため、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来4度の立法措置がなされ、これまで50年以上にわたり過疎対策が講じられてきたところであるが、当初の過疎対策の主眼は、「地域格差の是正」に置かれてきた。平成12年に施行された過疎地域自立促進特別措置法においては、「美しく風格ある国土の形成に寄与する」ことが目的に追加され、平成22年には過疎対策事業債のソフト事業への拡充がなされた。

このような中、人口減少・少子高齢化の加速、東京一極集中の加速、過疎地域の可能性を広げる新たな潮流といった社会経済情勢の新たな変化とポストコロナ社会を見据え、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定された。

(2) 平成22年度～令和2年度までの取組

平成22年度～平成27年度の過疎対策においては、住民生活に必要な生活・産業基盤の整備を図るとともに、産業の振興、交流・定住の促進、雇用の創出、福祉・医療の確保、生活交通の確保、集落対策などのソフト対策事業施策が実施された。しかしながら、本県過疎地域においては人口の減少、若年者層人口の流出による高齢化の進行などにより、生活機能の維持や存続が危ぶまれる集落が増加するなど、依然として厳しい状況にあり、平成28年度～令和2年度は、過疎市町においても、自らの地域が抱える課題や地域を取り巻く社会状況を的確に把握するとともに、地域の潜在的な有形無形の財産を再認識し、多様な地域資源を有効に活用しながら、個性豊かで自立的な地域社会の構築を図るため、生活・産業基盤に

ついて整備を進めるとともに、産業の振興、交流・定住の促進、医療の確保、生活交通の確保や集落対策などのソフト対策事業について、創意工夫のあふれる施策を展開することとし、特に、「まち・ひと・しごと創生」のために必要な施策について、重点的に取り組んだ。

(3) 今期（令和3年度～令和7年度）における取組

人口減少が進む過疎地域の持続的発展のためには、これまでの住民生活に必要な生活・産業基盤の整備、産業の振興、医療の確保、生活交通の確保や集落対策等に加え、過疎地域の生活空間としての魅力を背景として、若い世代を中心に都市部から過疎地域等へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まっている中、移住施策や関係人口の幅広い活用等による移住・定住・地域間交流の促進、及び地域社会の担い手確保・人材育成による地域づくり、さらにSociety5.0の実現に向けたICT等を活用した地域活性化のための情報通信基盤の整備による情報化推進、その他子育て環境の確保、再生可能エネルギーの利用の促進などに積極的に取り組むことにより、人口減少社会における持続可能な地域社会を形成していく。

3. 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

本県は、県土の約69%が過疎地域であり、これまでも広域的な見地から総合的な施策を展開してきたところである。今後とも、過疎地域の持続的発展を図るため、医療の確保や保健・福祉サービス、幹線道路網の整備、生活交通の確保、地場産業の振興・育成、スタートアップ、企業誘致、観光交流、物産流通などの産業振興、雇用機会の拡充など過疎市町単独では対応が困難な施策について、広域的かつ総合的な観点から地域間の連携を図り、各種計画等との調整を図りながら施策を行う。

Ⅱ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

【移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針】

過疎地域においては、人口減少・少子高齢化が進展している。一方、過疎地域の生活空間としての魅力を背景として、若い世代を中心に都市部から過疎地域等へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まっている中、本県の魅力である離島や半島地域の資源を活かしながら、移住対策の充実、関係人口の幅広い活用、リモートワーク受入等による過疎地域の活性化や人材の確保、行政と地域等の連携による地域で活躍する人材の育成などに取り組み、移住者数の拡大、若者定着、地域社会の担い手確保を図る。また、学校が地域の人材育成に果たす役割は重要であり、学校・家庭・地域連携による人材育成やふるさと教育等を推進する。

1. 移住・定住の促進

本県への移住・定住を促進するため、県及び県内全21市町が協働運営する「ながさき移住サポートセンター」を中心に、移住の検討段階から地域への定着まで、移住を希望される方の視点に立ったきめ細かなサポートを行うとともに、AI技術等の導入による移住施策全体のデジタル化を図り、より幅広い移住希望者の掘り起こしや効率的な移住・就職相談支援、データに基づく効果的な情報発信など、戦略的な移住施策を展開する。

また、移住希望者に対する住まい確保支援、移住と連携した起業支援や雇用機会拡充のほか、移住コンシェルジュや地域おこし協力隊ネットワーク活用など定住対策の推進も図る。

さらに、農山漁村集落が持つ景観・伝統・文化・ライフスタイルなどの魅力や住まい・子育てなど生活環境情報の発信による人の呼び込み、都市住民との交流・協働により、交流・関係人口の拡大を図るとともに、移住相談会やお試し移住、農地付空き家の紹介等により、若者等の移住・定住を促進する。また、地域の「顔」となる産品づくりや地域ビジネスの展開などにより、農山漁村の賑わいを創出し、農山漁村地域全体で稼ぐ取組を促進する。

2. リモートワーク・ワーケーションの推進

リモートワークやワーケーションなど多様な働き方が進展し、仕事より生活を重視する考え方への意識変化、人口密度の高い都市部から安全な地方への関心の高まり等により、若い方を中心に、地方回帰の機運が高まっている。本県では、市町と連携し、「リモートワーク in 長崎」として情報発信や相談機能の整備を行うほか、市町のリモートワーク等受入体制整備を支援するなど、リモートワークやワーケーションの受入を積極的に行い、「転職なき移住」も含めた移住の実現や二地域居住などの関係人口の拡大に繋げていく。

3. 関係人口の推進

都市部住民と地域住民が継続的に多様な形で関わる「関係人口」を創出・拡大するため、「長

崎県とつながる（ファンになる）」、「長崎県と関わる（本県を訪れ地域と交流する）」、「長崎県のために活動する（本県の地域課題解決に貢献する）」というフェーズを意識しながら、農林水産、文化・芸術、スポーツ、教育等幅広い分野で、地域活動の担い手確保や新たな事業の創出等、地域の活性化につながる取組を推進する。

4. 地域社会の担い手対策・人材育成

過疎地域など地域人口の急減に直面している地域においては、農林水産業、商工業などの地域産業の担い手不足が深刻化していることから、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）に基づき、特定地域づくり事業協同組合が行う季節毎の労働需要等に対応するための労働者派遣事業等を推進し、地域社会・経済の維持・活性化を図っていく。

そのほか、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に生活の拠点を移し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行う地域おこし協力隊員の活動支援や、市町村職員と連携し、集落点検や話し合いを行う集落支援員の活用など、外部人材等の過疎地域への定住・定着を図る取組を推進する。

5. 学校、家庭、地域の連携による教育力向上、人材育成 《再掲》

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入によって、各学校にある既存の組織や活動等を整理・統合し、学校と家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を担う教育活動を展開するとともに、学校の負担過重を解消し、地域とともにある学校づくりを推進する。

また、地域で育む子ども像を学校・家庭・地域で共有しその実現を図るため、学校運営協議会で熟議したうえで、地域学校協働活動を推進するように周知・啓発するとともに、学校・家庭・地域をつなぐコーディネーターの養成と各学校区への配置を促進する。

さらに、子どもの安全・安心な居場所の確保と体験・交流活動、スポーツ、学習等の機会を提供する「地域子ども教室」を引き続き推進するとともに、活動内容の更なる充実を図る。

6. ふるさと教育の推進 《再掲》

人口減少や少子高齢化の進行など地域が抱える課題を克服するためには、ふるさとや身近な地域に対する愛情と理解を深め、豊かな郷土愛、本県を担っていこうとする心情を育成することが重要である。

このため、本県の郷土や伝統文化、豊かな自然環境等に関する学習を充実させるとともに、教科や総合的な学習・探究の時間等において、主体的に郷土を学ぶ教育を推進する。

また、よりよい環境の創造や持続可能な地域づくりに向けて行動することの意義や重要性について学ぶ機会の充実を図る。

さらに、地域の課題を自らのこととして認識し、当事者としてどのように立ち向かえばよいか、考え行動する学習を進めることにより、地域に主体的に関わりを持ち、貢献しようとする意識を向上させ、社会参画に必要な資質や能力、地域を担う実践力を育てる。

Ⅲ 産業の振興

【産業振興の方針】

学卒者等の若年層の流出は、本県過疎地域の人口減少の大きな要因となっていることから、産業振興による雇用の創出を図り、若年者層の移住・定住、就業促進を図ることは喫緊の課題となっている。そのため、それぞれの過疎地域の特性を十分活かしながら、基幹産業である農林水産業の振興をはじめ、地場企業の成長促進、地場産業の振興、企業誘致、スタートアップ及び新規分野進出の創出の促進、商業の振興、地域資源を活用した観光振興、県産品のブランド化などに取り組み、雇用の場と所得の確保・向上を図る。

1. 農林水産業の振興

過疎地域における農林水産業は、昭和35年以降、就業人口が年々減少しているが、生産額においては県全体の68.4%を占め、また、農地・林地や海洋等地形的にも多くの資源を有していることから、将来においても主要な産業といえる。高度経済成長以降、都市化の進展とともに、過疎地域の農山漁村における自然環境が国民にとっての大きな財産としても見直されており、水源の涵養、美しい景観・伝統文化の継承、国土保全の面からもその維持存続が図られなければならない。これらの産業の共通した課題は、就業者の高齢化と後継者不足であるが、近年、都市部住民には地方回帰の動きが広まってきていることから、その受け皿としての体制づくりを進め、あわせて、後継者対策の一環として農林水産業に従事する若者等に対し、生産性向上や規模拡大、経営の効率化のほか作物等の高付加価値化及び販路拡大等により活性化を図り、儲ける姿を見せることで、農林水産業が過疎地域内外の人々から、選ばれる産業として魅力ある就業の場となるような施策を進めていかなければならない。また、地域特産物に係わる生産・加工・流通・販売といった分野を地域で一貫して行うなど、農林水産業とこれに関連する第2次・第3次産業を総合的かつ一体的に行う6次産業化等の推進は、新たな雇用をも創出するものであり、その取組を推進していかなければならない。

(1) 農林業

今日の農林業・農山村を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化の進行などによる産地の縮小をはじめ、TPP等グローバル化の進展、激甚化する気象災害、新型コロナウイルス感染症による影響など様々な課題を抱えている。

一方、農林業・農山村は食料を安定供給する基盤であるとともに、国土・環境の保全、水源の涵養、景観の形成、伝統文化の継承等多面的な機能を有していることから、将来にわたって、それらの機能が適切かつ十分に発揮できるようにする必要がある。

そのため、スマート農林業の導入や生産基盤整備の加速化、担い手の確保・育成等により産地の維持・拡大を図る「産地対策」と、農山村の魅力の発信等により集落ぐるみで人を呼び込み、稼ぐ仕組みをつくることで、集落の維持・活性化を図る「集落対策」を車の両輪として、地域の実態に即した施策を展開し、農林業を通じた地域の雇用と所得の確保を推進する。

(2) 水産業

本県は、全国の約12%にあたる4,177kmの海岸線に面した広大な漁場に恵まれ、漁業生産額が北海道に次いで全国2位の水産県である。本県過疎地域の多くが海に面しており、水産業の振興は過疎地域の持続的発展に必要不可欠であるが、漁業就業者の高齢化や減少、人口減少等による漁村の衰退、磯焼け等による漁場環境の悪化、水産資源の変動や社会情勢の変化に影響を受けやすい不安定な漁業経営など、本県漁業を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。

このような中、地域の柱となる水産業を育てていくため、漁村地域の生産力を支える多様な人材の確保・育成、環境変化に強く収益性の高い魅力ある漁業経営体の育成、資源管理の推進による水産資源の持続的な利用と漁場づくり、養殖業の成長産業化、県産水産物の国内外での販売力強化、多様な人材の活躍による漁村の賑わいや活力創出に取り組んでいく。

2. 地場産業の振興

製造業においては、世界における激しい市場争いを勝ち抜くための競争力の強化や、地域の様々なニーズに応えるための対応力の向上など、さらなる成長を目指す必要がある。

このため、企業の付加価値の向上に向けた取組やサプライチェーンの構築に向けた企業間連携の取組等を支援し、地場企業の成長促進を図るとともに、若年層をはじめとする人材を確保しやすい雇用環境の創出にもつなげる。

また、食料品製造業は、優れた農林水産物や地域産品等を有する本県過疎地域の経済を支える重要な産業でもあるが、小規模事業者が多いことから、付加価値の向上を図る必要がある。

このため、販路を見据えた商品づくりや新たな市場への販路開拓などに取り組む企業等を支援することにより、食料品製造業の振興を図る。

(1) 競争力の強化による製造業の振興

今後成長が見込まれる半導体関連、航空機関連などの分野や国内回帰の動きが見られる医療関連分野における県内企業の企業間連携を伴う事業拡大への取組を総合的に支援する。また、製造業等を営む地場企業が行う新規雇用を伴う工場の新増設等の設備投資を支援する。

(2) 食料品製造業の振興

消費者ニーズを反映した商品づくりや商談会への出展など販路を見据えた取組や付加価値の高い市場の開拓などを、市町や関係機関と連携して支援する。

(3) 中小企業に対する支援

地域産業活性化の取組等をさらに進めるため、関係機関と連携しながら、中小企業に対して必要な情報の収集や提供を行う。

3. 企業の誘致対策

本県は、地理的・地形的に企業誘致には不利な条件にあるが、それぞれの地域の特性や、自然環境の保全などに十分配慮しながら、造船業に次ぐ基幹産業の育成・創出や良質な雇用の場の創出に向けた企業誘致を推進し、地域住民の就業機会の増大及び安定した所得の向上を図る。

また、市町と連携した工業団地整備や産業界が求める人材の育成といった企業誘致の基本となる環境整備を引き続き推進するとともに、自然災害リスクの低さや、優秀な人材の豊富さを強調していくこと等により、過疎地域外からの企業の新たな立地を促進するものとする。そのため、県・地元市町及び関係機関等との連携を密にして企業立地に関する情報収集体制を強化するとともに、地域の特性を踏まえて誘致対象分野を絞り、企業立地助成制度等の充実を図りながら、重点的な誘致活動に取り組む。

4. スタートアップ及び新規分野進出の促進

スタートアップの推進や既存企業の新分野への進出は、雇用機会の創出の上で重要な役割が期待されており、成長が見込まれる企業を支援するための施策を進めなければならない。特に、情報関連産業は、今後、発展する産業分野として期待されており、過疎地域においても多種多様なアイデアをもとにした事業の可能性が高まりつつあることから、積極的に支援する。また事業承継及び創業・起業を推進し、地域経済の維持及び更なる活性化につなげる。

(1) スタートアップの推進

スタートアップの推進には、創業意欲のある人材や金融機関、県内外の大学など様々な分野の交流が必要であり、セミナーなどで機運を高めるほか、都市部企業との新たなビジネスモデルを生み出す取組を進めること等によってスタートアップ集積を図る。

(2) 情報関連産業の創出・育成

AI・IoT等を含む情報関連産業の分野において、高度専門人材の育成及びそれらの先端技術を提供するサプライヤー企業と県内企業のマッチング等により、先端技術の活用を促進するとともに、事業拡大や新たなサービスの創出につなげ、県外需要の獲得と情報系人材の県内定着を図る。

(3) 事業承継及び創業・起業の推進

県を中心に市町、商工団体や金融機関、税理士、弁護士等の専門家等が連携した長崎県事業承継ネットワークによる事業承継診断や個別支援、長崎県事業承継・引継ぎ支援センターによる相談対応やマッチング支援、金融機関等が行う第三者承継の支援等により、県内中小企業者の事業承継を推進する。

また、市町を中心とした創業支援に加えて、県外在住の本県への移住創業希望者の掘り起しや、県外に居ながらの事業計画策定支援等の伴走型支援を実施する。

5. 商業の振興

商店街の振興については、人口減少社会に対応する力強い地域商業の創出のため、担い手となる商店街組合等の体制を強化するとともに、商店街自らが策定する「商店街活性化プラン」に基づく取組を推進し、商店街の振興を「地域のにぎわい創出」につなげていく。

また、商店街以外のエリアにおいても、商業者を中心とした「新たなにぎわい創出」に向けた活動があることから、これらの活動を加速化させ、地域の商業活動の活性化を、市町と連携し支援していく。

6. 観光関連産業等の振興、観光まちづくりの推進

本県の過疎地域は、国立公園及び国定公園をはじめ優れた自然景観のほか、数多くの歴史文化遺産を有していることから、これらの既存の観光資源を保護していくとともに、国内外の観光客の満足度向上を図るため、高付加価値化や受入環境整備を進め、観光地としての魅力や質を高めていくことが急務である。

過疎地域においては、自然、歴史、文化、産業、食、健康、環境等の地域資源を素材とした体験メニューや観光コンテンツを創出するとともに、世界遺産、日本遺産及びジオパークの魅力や価値を国内外に発信すること等により、観光客の誘客、滞在時間延長や消費拡大による地域経済の活性化を図り、総合産業としての観光振興を図る。

(1) 観光資源の創出・活用・保全

過疎地域には、他にはない大陸との交流の歴史やキリシタン文化、明治日本の石炭産業に関する遺構、火山活動によって作られた特色ある地形、美しい海岸線、多くの島々や山々、田園の風景、新鮮な農水産物など数多くの資源を有しており、これらの保全と活用を図ることで地域の魅力を高める。特に、地域の伝統的な食材の掘り起こしや文化と郷土料理の融合を図る取組など「食と観光」の連携を進めるなど、地域資源を活用した滞在型観光による交流人口の拡大を図る。

また、地域の歴史や文化、自然と調和した個性的で魅力あるまちなみ景観の保全と創造（景観まちづくり）に取り組むことで、住む人が地域の歴史・文化・営みを学び、地元への愛着や誇りを育み、地域住民が主体となって取り組む魅力ある観光まちづくりを推進する。

(2) 観光交流基盤整備

観光地づくりの拠点となる観光施設の整備や観光客の利便性の向上、満足度の向上に繋がる施設の充実を図るとともに、観光客が移動しやすい環境づくりのため、国内都市圏からの航空路等をはじめとする交通アクセスや二次交通アクセスの整備・改善に取り組む。

また、観光客が安心して快適に周遊できるよう、観光案内所の設置や観光案内板、誘導板の整備、スマートフォンなどICTを活用した案内機能の充実など、観光情報システムの高度化や、高齢であることや障害等の有無にかかわらずすべての人が楽しめる受入環境の整備を図る。

インバウンドについては、重点市場である東アジアや、成長市場である東南アジアや欧米豪をターゲットに、市場の特性に応じた観光コンテンツを地域と連携して磨き上げるとともに、個人旅行化の一層の進展を踏まえ、公共交通機関・レンタカーを利用した県内周遊の促進や、宿泊施設等の多言語対応の促進に取り組む。さらに、欧米豪の小型クルーズ客船について、離島港等への積極的な誘致に取り組むとともに、寄港地ツアーの周遊性の向上等、経済的な効果を高める取組を推進する。

(3) 戦略的観光情報の発信

誘客にあたっては、国内外の観光客のマーケットの動向を睥んだ戦略的情報発信（誘客宣伝）を図る。特にインバウンドについては観光地としての認知度を向上するため、メディア、旅行会社と連携した現地プロモーションに取り組むとともに、デジタル化の進展を踏まえ、個人の興味関心に直接訴求するデジタルプロモーションを強化する。

7. 県産品のブランド化と販路拡大

県産品のブランド化と販路拡大については、県内農林水産団体などの協力を得ながら、流通関係者など民間企業の活力（商品化・流通・販売）を積極的に活用し、大都市圏の百貨店や高級スーパー等での「長崎フェア」やメディアを活用したPR、長崎県アンテナショップ「日本橋長崎館」でのPRなど効果的な売り込みを行うことによって全国区となりうるブランド商品づくりを目指すとともに、市町と連携して、優れた地域の産品を掘り起こし、認知度及び商品価値を高めることにより、県民所得の向上につながるよう支援していく。

このような取組を通じて、自立して販路拡大ができる生産者・企業者の育成を図り、リーディング商品に続く新商品の開発と発掘を促進し、過疎地域の農水産物全体の評価の向上に努める。

また、県民一人一人に県産品の良さを知ってもらい、県産品を多く使ってもらうための県内での啓発普及対策として「県産品愛用運動」を実施していく。

さらには、官民一体となって、東アジア及び東南アジア諸国などへの長崎ブランド産品の輸出を促進していく。

IV 地域における情報化

【地域における情報化の方針】

I o T、A I、5 G、ドローン、ビッグデータ、オープンデータなどに代表される次世代を担う情報技術の急速な進展を背景に、Society5.0時代にふさわしい、「県民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる強靱なデジタル社会の実現」が求められている一方で、人口減少・少子高齢化の進行、2040年問題への対応、さらには、新型コロナウイルス感染症に対応した「新たな日常」を通じた質の高い経済社会の実現、地方創生が喫緊の課題となっている。

については、2040年問題をはじめ、中長期的な視点から、過疎地域が直面する地域課題をしっかりと認識し、あらゆる分野において、積極的かつ能動的にICTの利活用による課題解決、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を実行し、県民の豊かで質の高い生活及び産業振興、地域活性化が図られる、Society5.0の実現を目指す。

1. ICT利活用による豊かで質の高い生活の実現

県民が、地理的・地勢的な条件不利を感じることなく、豊かで質の高い生活を送ることが出来るよう、ICTを利活用した効率的な医療・保健・福祉サービスの提供、防災・減災対策の強化や、教育のICT化推進に取り組むとともに、データ利活用型スマートシティの構築、過疎地域などの条件不利地域におけるモビリティ環境整備など、便利で快適な暮らしの実現に向けた取組を推進していく。

2. ICT利活用による新産業の創出とDXの加速化

近年、AIやIoT、ビッグデータ、ロボット等を活用した革新的なビジネスやサービスが世界中で次々と生み出される中、本県においても、先端技術を活用した産業活性化に向け、5G、AI、IoT、ドローン等を活用した新産業、新サービスの創出を図るとともに、ICTを利活用した付加価値の創出に向けた製造業・サービス産業等の生産性の向上、さらには、1次産業従事者の減少・高齢化に対応したICT利活用による農林水産業の活性化、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による観光産業の振興を図っていく。

3. Society5.0実現のための環境づくり

本県におけるSociety5.0実現に当たり必要不可欠となる光ファイバや5Gといった情報通信基盤の強靱化を図るとともに、様々な主体が有する多種多様なデータの集積・共有・活用による地域課題の解決を図るためのデータ連携基盤の構築、さらには、Society5.0実現に向けた取組を推進するデジタル人材の育成を推進する。

V 交通施設の整備、交通手段の確保

【交通施設の整備、交通手段の確保の方針】

過疎地域の多くは離島・半島という地理的に不利な条件にあり、交通体系は、生活と産業の最も重要な基盤であるため、陸、海、空にわたる多様な交通システムを、有機的な連携のもとに整備する。

1. 国道、県道及び市町道の整備

県内道路網の整備については、地域の自立・活性化を支援するため、「産業を支える道路ネットワークづくり」「交流人口を拡大する道路ネットワークづくり」「安全安心で快適な道づくり」「人口減少に対応し、持続可能な社会を支える道づくり」「魅力ある道路環境づくり」の5つの整備方針に沿って推進する。

(1) 高規格道路及び国・県道の道路網の整備充実

県内外の主要拠点間を結び、地域の連携強化・交流促進により、産業振興・観光振興を図るための高規格道路の整備を推進する。

特に、過疎地域でもある半島部において高速交通体系の整備が遅れているため、西九州自動車道、島原道路、西彼杵道路などの整備を重点的に推進する。

また、地域の主な生活道路となっている国・県道において、生活利便性の向上、安全安心の確保、沿道環境の改善など、地域ニーズに対応した道路整備を推進する。

(2) 市町道の整備

市町道の整備は、国・県道に比べ大幅に遅れていることから、地域住民の利便性、安全性、快適性の向上を目指し、国・県道を含めた地方における交流と連携や地域振興に寄与するため、地域ニーズに応じた道路整備を推進する。

2. 農道、林道及び漁港関連道の整備

国道、県道及び市町道と関連を図りつつ、農林業及び水産業の生産性の向上を目的として整備を促進する。

3. 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保

本県の過疎地域は離島・半島地域に位置しており、地方バスや鉄道等のアクセス改善に加えて航路及び航空路のアクセス改善が大きな課題である。

また、不採算路線の運行や交通空白地域の解消については、バス・タクシー事業者、関係市町及び県において、その対策について引き続き総合的な検討を進め、住民の移動手段の確保を図る。令和2年に改正された地域公共交通活性化再生法において、地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成が努力義務化されたことで、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源も計画に位置付け、地域の移動ニーズに対応していく。

(1) 航路の維持・存続

離島本土間の航路については、主要航路の寄港地となる港湾及び漁港整備を進めるとともに、船舶の更新等を含む運営費等補助により、離島航路の維持存続を図る。

離島相互間の航路については、接岸及び旅客施設の整備を進め、施設面での改善や船舶の更新等を含む運営費等補助により航路の維持存続を図る。

(2) 航空路の維持・存続

離島空港の施設を良好に維持するとともに、利用促進策や安全整備費用等への支援を行うことにより、離島住民の移動手段であり、地域活性化にとっても重要な県内離島航空路線の維持存続を図る。

(3) バス路線等の確保

バス路線については、過疎地域においては、交通空白地域の解消はおろか、路線バスの維持も困難な状況である。そのため、地域の実情にあった路線バス維持のための施策を推進するとともに、乗合タクシー、デマンドバス、スクールバス、福祉バス等の市町による運行やボランティア・地域自治組織等による輸送等の代替方策によって生活交通路線の確保を図る。

(4) 地域鉄道の整備

地域鉄道は、沿線地域住民の生活を支える基幹交通路線として、また地域間交流を促進するための交通手段として重要な役割を担っているが、その施設・設備は老朽化等により計画的な整備を必要としている。このため、施設・設備の整備を促進し、安全の確保・安定輸送を図る。

(5) バリアフリー化の促進

交通機関については、誰もが利用しやすいよう、交通施設や乗り物におけるバリアフリー化の促進を図る。

(6) 地域公共交通の活性化等

地域公共交通については、公共交通事業者、関係市町及び県等が連携し、その活性化及び再生を図るとともに、利用しやすい公共交通の実現を図る。

VI 生活環境の整備

【生活環境の整備の方針】

都市との交流を進め、若者をはじめとする定住を促進するためには、その受け皿となる魅力ある基礎的な生活環境の整備が不可欠であり、水道施設や生活排水処理施設については、過疎地域における住民生活のナショナルミニマムの確保のため、効率的な整備を進めるとともに、適正かつ効率的な維持管理を図る。

また、気候変動による大雨の頻度増加、台風の大型化等に伴い災害の頻発化・激甚化が懸念されている中、自助・共助・公助による災害に強い安全安心なまちづくりを目指し取組を推進していく。

1. 水道、污水处理施設等の整備

(1) 水道施設等の整備

県全体の水道の普及率は、令和2年3月末現在で98.8%に達しているが、未普及地域や既存施設の老朽化、給水人口の減少などの課題への対応が求められている。

したがって、今後も安定した水道水の提供を確保するため、上水道及び簡易水道の整備、老朽化施設の更新や耐震化を進めるとともに、適正かつ効率的な維持管理を図る。

(2) 污水处理施設の整備

令和2年3月末における県下の污水处理人口普及率は全国平均91.7%に対し81.7%と低く、さらに本県過疎地域においては50.8%と全国平均よりもかなり低い状況である。公共用水域の水質保全のためにも污水处理施設の整備が急務となっていることから、地域の実情に応じた多様な污水处理施設の整備を推進することに加えて、適正かつ効率的な維持管理を図る。

(3) 一般廃棄物処理施設等の整備

天然資源の枯渇や地球温暖化などの環境問題に対し、廃棄物の処理においても、循環型社会の構築や脱炭素社会の実現に配慮した取組を進めていくことが重要となっている。

このため、県民の生活環境の保全を前提としつつ、廃棄物の再生利用や熱回収等による循環的な利用やごみ処理の広域化による効率的な処理を図るため、廃棄物処理施設の適切な整備を進めていく。

(4) 海洋ごみの処理推進 ※海洋ごみ: 海岸漂着物等、漂流物及び海底の堆積物(水底土砂を除く)

海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、水産資源の保全等総合的な海岸の環境並びに海洋環境の保全を図るため、海洋ごみの円滑な回収・処理、効果的な発生抑制対策事業等を進めていく。

2. 消防・救急施設・防災体制の整備

激甚化し、多発化する災害に対して、県民の安全・安心を確保するとともに、高齢化が進行するなか、新型コロナウイルス感染症などの救急需要にも適切に対応していくため、消防防災に関する体制、施設、装備等の充実を図る。

(1) 消防施設整備

あらゆる災害に的確に対応するための高度な消防用資機材、高齢化に伴う救急需要の増加や救急業務の高度化、専門化に的確に対応した救急業務の資機材、消防庁舎、通信指令システムなどの計画的な整備を推進する。

消防水利については、地域の事情をふまえながら、消防水利重点整備計画に基づき、計画的に、整備を進めていく。

(2) 消防団の充実と活性化

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在であるが、人口減少や高齢化の進展、就業構造の変化や地域の連帯意識の希薄化等により、消防団員は減少傾向にあるとともに、災害の激甚化、多発化により消防団員1人1人の負担が大きくなっている。このため、勧誘対策を強化するとともに、必要な資機材の整備や消防団員の処遇の見直し、教育訓練、入団しやすく活動しやすい環境の整備のための事業所との連携を推進する。

(3) 消防救急体制の整備

人口が減少し、低密度化しても、消防署所の必要な体制は大きく変わらないことから、離島及び過疎地域においては、国の財政支援措置も活用し、消防救急体制の維持を図るとともに、連携協力や広域化による消防力の整備を図る。

また、救急と医療機関が連携するメディカルコントロール体制を推進する。

さらに、近年、複雑・多様化する消防防災活動に迅速かつ円滑に対応するため、航空消防防災体制の整備を図る。

(4) 住民の防災意識向上及び自主防災活動等促進

防災体制の強化には、消防機関等の整備とともに住民の防災意識の向上及び地域コミュニティにおける自主防災活動の促進が重要である。

このため、防災のための研修、講習、調査、広報等により住民の防災知識の普及啓発を図る。併せて自治会等を母体とした自主防災組織の育成、活動支援、消防団との連携促進に努めるとともに、地域における防災活動の中心的役割を担う防災推進員の育成を推進する。

3. 安全・安心なくらしづくりの推進

地域住民が安全に安心して暮らすことのできる社会づくりを進めるため、行政・住民・事業者が一体となって、防犯対策、交通安全対策、消費生活に関するトラブル防止などに取り組む

とともに、生活必需品の価格是正への支援、動物愛護の支援等を行うほか、地域住民やNPO等が行う住民福祉の向上のための活動を支援していく。

4. 長崎らしい景観形成の推進

美しい自然景観や、地域の歴史や文化と調和した個性的で魅力あるまちなみの保全と創造（長崎らしい景観形成）を進めることにより、生活空間としてのまちなみの質を高め、地域住民の地域への誇りや愛着を醸成するとともに、ふるさとの里地・里山などの維持に努め、定住促進や交流人口の拡大を図る。

若者をはじめとする定住を促進するために、公営住宅等の整備や子育て世帯への住宅支援を進め、快適な住環境を創出するとともに、県民の森及び中核的な広域公園等の施設整備等、地域住民の各層がレクリエーションを享受できる場を創造する。また、風水害に強い生活環境と豊かであるおいのある水辺づくりを推進し、河川・海岸に自然とのふれあいの場を創造する。

さらに、本来生息・生育していない外来生物による生活環境などへの被害防止対策を推進する。

Ⅶ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

【子育て環境の確保並びに高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針】

過疎地域においては、人口減少・少子高齢化がその他の地域を大きく上回って進行する中、持続可能な地域社会の形成のためには、住民福祉の向上が喫緊の課題となっており、子どもや子育て世帯を支えるための子育て環境の確保、高齢者に対する保健・介護・福祉サービスの向上及び増進、障害者が地域社会に積極的に参加できる施策の展開が重要である。

1. 子育て環境の確保

長崎県子育て条例行動計画に基づく施策の推進

「長崎県子育て条例」がめざす、県民総ぐるみで本県の次代を担う子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するため、妊娠・出産支援、子どもや子育て家庭への支援、仕事と生活が調和する社会の実現、きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援、安全・安心な子育ての環境づくり、県民総ぐるみの子育て支援、子どもの心と命を守るための取り組みの7つの基本施策を柱として取組を推進する。

2. 高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画に基づく施策の推進

「地域 みんなが支えあい、高齢者がいきいきと輝く長崎県づくり」という基本理念のもと、政策目標である「『地域包括ケアシステム』の深化」の実現に向け、特に喫緊の課題である①社会参加の促進、②介護予防・健康づくりの推進、③認知症施策の推進、④地域包括ケアシステムの構築・充実、⑤介護人材の育成・確保を核となる取組とし、計画を強力に推進する。

3. 障害者等の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

(1) 障害者基本計画に基づく施策の推進

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を図るために、県及び市町で定める障害者基本計画に基づき、障害のある人が安心して暮らせる地域社会の構築、障害のある人が働ける地域環境の整備、障害のある人だれもが適切な支援を受けられる体制の整備等を推進する。

(2) その他の福祉

福祉サービスに関する苦情の解決を図るための施策を展開するとともに、その他の福祉についても、地域の実態を踏まえた対策の推進を図る。

Ⅷ 医療の確保

【医療の確保の方針】

離島をはじめ過疎地域においては、緊急搬送時の地理的条件に起因する不利性や医師・看護師の不足、診療科目の偏在など依然として多くの課題を抱えていることから、救急医療体制の整備促進のほか、医師の確保、診療科目や診療機能などの質的向上、診療科目の偏在の是正、看護職員の養成・確保及び資質向上、医療水準の向上や効率化を図るための地域医療ネットワークの推進、住民の医療や看護に対する意識の向上等に取り組み、過疎地域の医療の確保を目指す。

1. 地域の医療等のサービス確保

地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情により必要とされる医療提供体制を確保することが重要であり、過疎地域における医療格差を是正するため、小児科、産科など不足する診療科の診療体制確保・維持や救急搬送体制の充実に取り組みとともに、特に離島地域においてはICT等を活用した遠隔医療の推進を図る。

2. 医療人材の確保

過疎地域における医療の確保は、住民の健康・福祉、さらには地域活力全般にとって最も重要な課題のひとつであり、長年にわたり離島・へき地等における医療提供体制の確保に取り組んでいるが、本土と離島の地域偏在はいまだに解消されていない。

過疎地域保健医療推進にあたっては、地域の実情把握に努めながら、離島・へき地医療を担う医師及び看護師の確保や地域の医療提供体制の確立に取り組む。

3. 特定の診療科に係る医療確保対策

少子高齢化が進む過疎地域において、医療の整備は子育て世代を呼び込み定住を促進し、さらに観光客など地域外の人々が安心して訪れ、交流人口を拡大していくためにも重要であるが、小児科や産科などについては診療できる医療機関が偏在しており、必要な時に受診できない地域も多いことから、偏在の解消のための対策を図る。

また、過疎地域、特に離島において眼科・皮膚科等の特定診療科が常設されていない地域では、長崎県病院企業団病院を中心に大学病院等からヘリコプターによる医師搬送等による専門医の派遣を受け、定期的に診療を実施していくとともに、施設・設備の整備を図り、特定診療科の医療の確保に努める。

4. 健康長寿対策の推進

県民の健康寿命を延伸し、いつでも元気に活躍できる社会を実現するためには、県民一人一人の健康づくりの取組が欠かせないことから、「ながさき3MYチャレンジ」を推進するとともに、働き盛り世代を中心に自然と健康になれる、健康づくりに取り組みやすい環境の整備を図る。

Ⅸ 教育の振興

【教育の振興の方針】

教育基本法に基づく「長崎県教育振興基本計画」や各市町の教育方針等に基づき、過疎地域の自然環境や歴史性など地域の特性を活かし、地域社会と一体となった創造的な学校活動を推進するとともに、国際化・高度情報化にも対応した学校教育の充実、地域住民の社会教育の充実や生涯学習の振興及び地域スポーツ活動の推進等に積極的に取り組み、地域を支える人材育成を目指す。

1. 学校施設の整備

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には、地域の避難場所となることから、その安全性の確保は極めて重要である。そのため、校舎等の耐震化対策や、老朽化への対応、さらに、校内環境のバリアフリー化など計画的に整備する必要がある。

また、教育水準の向上を図る観点から、各種教育施設の整備を積極的に推進するとともに、廃校校舎等については貴重な地域資産としての有効活用を促進する。

(1) 公立小中学校の適正規模・適正配置の推進

国の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」及び本県教育水準の維持向上を図り、子どもたちに望ましい教育環境を整備するために策定したガイドライン（「公立小中学校の適正規模化について」）を参考に、地域の実態に即した学校規模の適正化を推進する。

(2) 学校施設の整備等の推進

公立小中学校の施設整備については、建築後25年以上経過した建物が、令和2年5月1日現在で、全体の86.8%を占めており、学校施設の老朽化への対応が急務となっている。

また、災害時、児童生徒等を守るため、防災機能を強化するとともに、特別な支援が必要な児童生徒の増加等に対応するため、施設のバリアフリー化を推進する。

さらに、小学校における学級編制基準の引き下げに伴う教室不足への対応も計画的に取り組む。

(3) 公立幼稚園等の施設整備

公立幼稚園の施設整備についても、小中学校に準じ積極的に推進する。

(4) 学校統廃合に伴う廃校舎等の有効活用

学校統廃合に伴う廃校舎等について、都市との交流拠点や子どもの体験活動のフィールドなど地域コミュニティのための施設として再整備し、施設の有効活用を図る。

2. 文化施設、体育施設、社会教育施設等の整備

文化施設、体育施設、社会教育施設等については、広域的連携のもとに、計画的・効率的に配置するほか、学校施設及びその他の関連施設との有機的関係を考慮し、その効率的な活用を図る。

都市の小中学生等による農山漁村における長期宿泊体験活動等の交流事業を図るなど、体験活動の場として社会教育施設等の有効活用を図る。

また、県民の文化活動や創造活動に応えられるよう、地域の文化施設の現況を踏まえ、県、市町、民間の役割分担を明確にしながらか長期的視点に立って、運営面にも配慮し、多彩な文化施設の計画的配置や活用を図る。

さらに、日常的なスポーツ活動のため、地区集会所、多目的広場等に身近な体育施設を整備し、その利活用を図る。

そのため、文化施設（歴史民俗資料館、文化ホール等）、体育施設（運動場、総合体育館等）、社会教育施設（図書館、公民館等）等の整備・充実を図り、その利活用を推進する。

3. 学校、家庭、地域の連携による教育力向上、人材育成

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入によって、各学校にある既存の組織や活動等を整理・統合し、学校と家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を担う教育活動を展開するとともに、学校の負担過重を解消し、地域とともにある学校づくりを推進する。

また、地域で育む子ども像を学校・家庭・地域で共有しその実現を図るため、学校運営協議会で熟議したうえで、地域学校協働活動を推進するように周知・啓発するとともに、学校・家庭・地域をつなぐコーディネーターの養成と各学校区への配置を促進する。

さらに、子どもの安全・安心な居場所の確保と体験・交流活動、スポーツ、学習等の機会を提供する「地域子ども教室」を引き続き推進するとともに、活動内容の更なる充実を図る。

4. ふるさと教育の推進

人口減少や少子高齢化の進行など地域が抱える課題を克服するためには、ふるさとや身近な地域に対する愛情と理解を深め、豊かな郷土愛、本県を担っていこうとする心情を育成することが重要である。

このため、本県の郷土や伝統文化、豊かな自然環境等に関する学習を充実させるとともに、教科や総合的な学習・探究の時間等において、主体的に郷土を学ぶ教育を推進する。

また、よりよい環境の創造や持続可能な地域づくりに向けて行動することの意義や重要性について学ぶ機会の充実を図る。

さらに、地域の課題を自らのこととして認識し、当事者としてどのように立ち向かえばよいか、考え行動する学習を進めることにより、地域に主体的に関わりを持ち、貢献しようとする意識を向上させ、社会参画に必要な資質や能力、地域を担う実践力を育てる。

5. ICTを活用した教育の推進

Society5.0の時代が到来するなか、児童生徒の学習の基盤となる資質・能力として、情報活用能力の育成を早急に図ることが重要である。

このため、国のGIGAスクール構想により整備された、一人一台端末等のICT機器を最大限に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る。

また、遠隔授業システムを活用することにより、小規模校で不足しがちな多様な考えに触れながら学びあう機会の確保や、小規模校等がそれぞれの特色を生かしながら、互いの教育資源を有効活用できるようなネットワークを構築することで、生徒の多様な進路実現を目指すなど、過疎地域における教育の質の向上を図る。

X 集落の整備

【集落の整備の方針】

過疎地域の農村や漁村などの集落の維持・活性化を図るためには、まず地域住民自ら集落の現状を知り、集落の問題を自らの課題として捉え、集落が今後どのようにあるべきかといった方向性を描き、地域課題解決に向けた取組の推進のほか、関係人口の増大、移住定住の促進等を図っていく必要がある。そのためには、集落等の地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組みづくりや地域づくり活動の中心的存在となる人材・団体の育成、外部人材の活用に係る施策に取り組むとともに、併せて、基幹集落の機能の強化や、複数集落のネットワーク化などにより、集落における生活機能の確保に取り組んでいく。

1. 集落・地域コミュニティの維持・活性化

人口減少や少子高齢化により、集落や地域コミュニティの維持が難しくなるため、住民が住み慣れた地域に安心して住み続けることができるように、市町が中心となり、地域の生活や暮らしを守る活動について、行政だけではなく、自治会やNPOなど地域活動を行う多様な主体が参画し、支えあいながら、地域住民が主体となって、集落生活圏の中の様々な生活支援サービスや活動をつなぎ合わせ、地域住民主体による新しい地域運営の仕組みを形成する小さな拠点づくり、集落・地域コミュニティの維持・活性化を推進するとともに、地域づくり活動の中心的存在となる人材・団体の育成及び外部人材の活用などを図り、持続可能な地域社会の実現に向け取組を推進していく。

また、地域人口の急減に直面している地域においては、農林水産業、商工業などの地域産業の担い手不足が深刻化していることから、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）に基づき、特定地域づくり事業協同組合が行う季節毎の労働需要等に対応するための労働者派遣事業等を推進し、地域社会・経済の維持・活性化を図っていく。

さらに、地域で生まれ育った若年者層が住み続けられる環境を整備するため、就労環境の整備、結婚・出産・子育て支援、住宅の確保や通勤への支援など地域の実情に応じた各種ソフト事業を実施し、若年者層の流出を食い止め定住を促進する。

2. 農山漁村づくり

農山漁村集体が持つ景観・伝統・文化・ライフスタイルなどの魅力や住まい・子育てなど生活環境情報の発信による人の呼び込み、都市住民との交流・協働により、交流・関係人口の拡大を図るとともに、移住相談会やお試し移住、農地付空き家の紹介等により、若者等の移住・定住を促進する。

また、地域の「顔」となる産品づくりや地域ビジネスの展開などにより、農山漁村の賑わいを創出し、農山漁村地域全体で稼ぐ取組を促進する。

3. 集落の再編整備

過疎地域には、少子高齢化等により、地域によっては地域生活が難しい小規模集落も散在していることから、地域における定住を促進するため、基幹集落における定住促進住宅の整備や廃校舎など地域の遊休施設を活用した地域間交流及び地域振興を図るための施設整備等についても取組を促進する。

XI 地域文化の振興等

【地域文化の振興等の方針】

文化団体や地域活性化のリーダー、芸術家の育成を図るとともに、地域が自主的に取り組む地域文化を活かしたまちづくりを積極的に推進し、過疎地域に残る伝統芸能、文化財、歴史的景観、食文化などの地域の文化資源の適切な保存と利活用を促進することにより、住民が地域の多様な文化を再認識し、文化芸術に触れ、守り伝えながら、誇りを持てる個性と活力に溢れた地域づくりに主体的・積極的に参加する地域社会づくりを目指す。

1. 文化芸術による地域振興策

県内各地域の文化施設の活用とネットワーク化、日常的に文化に触れ参加するまちづくり、子どもたちの芸術活動の充実と伝統文化の保存・継承を推進する。

離島や半島地域など本県の過疎地域に散在する潜伏キリシタン関連遺産等の世界遺産や、日本遺産として認定された「国境の島」のストーリーなど地域の宝である文化財等の保存と活用、また、文化観光推進法を活用した文化施設の機能強化や文化資源の磨き上げ、周遊する仕組みづくりの推進による交流の拡大や国内外に向けての情報発信、さらに文化芸術と各種産業との連携による地域活性化の推進を図る。

これにより、多様化している人々の価値観に応じた元気とまちのにぎわいを創出し、地域への満足度を高めることで、若者の県内定着を促進するとともに、関係人口の創出・拡大を図る。

令和7年に本県での開催を目指す国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭に向け、各市町や文化団体等と連携して、新たな地域文化の発掘や文化を担う人材の育成などに取り組むことにより、地域文化の魅力向上や一層の文化芸術活動の振興を図る。また、県民が本県文化芸術の価値を再認識するとともに、本県の魅力を全国へ発信することにより、まちづくりや観光振興に繋げていく。

Ⅺ 再生可能エネルギーの利用の促進

【再生可能エネルギーの利用の促進の方針】

過疎地域においては、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが重要であることから、自然環境の保全と活用を図ることを基本に、持続可能な社会を目指して、洋上風力発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入・活用の取組を支援するとともに、脱炭素社会の実現を目指すために、住宅や建築物への太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備などの導入を推進する。

1. 海洋エネルギー関連産業の振興

本県には、広大な海域があり、洋上風力発電の導入ポテンシャルが高い地域であることや、造船関連産業の集積地として、長年、培われた技術等の蓄積があることから、海洋エネルギー関連産業の拠点形成を図り、国際競争力のある新たな基幹産業の創出を目指す。

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定により、洋上風力発電の商用事業実施に伴う大幅な市場の拡大が期待される中、国内外の需要を取り込むため、商用フィールドの導入促進に取り組むとともに、分野ごとの中核企業を中心とした共同受注体制の形成及びアンカー企業の創出とサプライチェーンの構築を支援することにより、県内企業の受注拡大を図る。

また、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた電力の利活用の検討及び技術力向上の支援により県内企業の新規事業分野への参画を推進する。

2. 脱炭素社会の実現を目指したまちづくり

国際的な地球温暖化対策の取組である「パリ協定」を踏まえ、日本においても「2050年までの脱炭素社会の実現」を目指しており、国・地方脱炭素実現会議において、エネルギーの地産地消、住まい、まちづくり・地域交通など、地域課題の解決にもつなげる視点で8分野の取組を国内各地で推進するための「地域脱炭素ロードマップ」が示された。

ロードマップでは、農山漁村、離島など全国100箇所以上で2030年度までに脱炭素を実現する先行地域を創出することとしており、県では「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」も踏まえ、「脱炭素・資源循環型の社会づくり」を推進することとしている。

具体的には、過疎地域も含む県内全体で、太陽光発電や蓄電池等を組み合わせた省エネ性能の高い住宅や建築物の導入、市町と連携して再生可能エネルギー関連産業への県内企業の参入を推進するほか、地域特性（斜面地、離島等）を踏まえつつ、地域課題（高齢化・交通空白地域）の解決にもつながるよう、電気自動車等の次世代自動車の普及などを促進していくことで、脱炭素社会の実現を目指した快適なライフスタイルの普及を目指す。